

Title	国際海洋法裁判所の五年
Sub Title	The first 5 years of the International Tribunal for the law of the sea
Author	青木, 隆(Aoki, Takashi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2002
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.75, No.2 (2002. 2) ,p.169- 222
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	栗林忠男教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20020228-0169">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20020228-0169</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 国際海洋法裁判所の五年

青  
木  
隆

はしめに

一 裁判所の構成、手続等の変更

(一) 裁判官と書記の交代

(二) 規則の改正

(三) 信託基金の創設

二 船舶積放手続の展開

(一) 管轄権の基礎と請求の主体

(二) 保証の合理性

(三) 国内法及びその手続との関係

結びにかえて

資料Ⅰ モンテ・コンフルコ号事件判決

資料Ⅱ クランド・プリンス号事件判決

## はじめに

国際海洋法裁判所は、二〇〇一年一〇月一日にその発足<sup>(1)</sup>から満五年を迎えた。この間、裁判官や書記の改選や裁判所規則の改正が行われ、提訴支援基金が創設されるなど、いくつかの出来事があった。

事件の処理では、件名簿上の数で九件が付託され、一件が未決のほかは、すべてに判決が下されている。取り下げられた一件を除くと、管轄権を否認した一件以外はすべて、基本的に原告の請求を容れる終局的判断が加えられた。<sup>(2)</sup>しかし、紛争の本案について判決が行われたのは一件にとどまり、二件が暫定措置であり、他は同様に強制的管轄の定められた船舶積放手続である。したがって、海洋法裁判所の最初の五年間では、船舶積放事件が最も多く扱われたことになる。船舶積放制度は、海洋法条約への排他的経済水域制度の導入に伴って設けられた制度である。最初の事件のサイガ号はタンカーが積放手続の対象となったが、カモコ号、モンテ・コンフルコ号及びグランド・プリンス号の事件はいずれも、フランスの海外領土における漁船拿捕に関する事件である。事実背景と当事国にこのような大きな偏りが見られるものの、裁判所は着実に実績を積み重ねてきた。最新のグラント・プリンス号事件で管轄権が否認されるまでは、すべて積放が命じられ、旗国側が勝訴してきた。しかし、すべての事件で現実の漁業もしくは航行の利益が旗国に帰属するとは認めがたく、旗国はむしろ船舶登録に伴う便宜供与として申立てを行っているようにさえ見える。このような実態からは、紛争又はその解決手続の当事者としての国の存在が形骸化し、船舶積放を伝統的意味における「国際」「紛争」解決手段の裁判手続とは異なるものとして扱う必要が示唆されているようである。

本稿では、裁判所の最初の五年間のうちにもたらされた主要な変化を紹介してから、船舶積放手続の実態について考察を加える。なお、本稿末尾に最近の二件の船舶積放判決の邦訳を資料として添付することをお許しいた

だきたい。

## 一 裁判所の構成、手続等の変更

### (一) 裁判官と書記の交代

最初の選挙ののち任期を三年間とされた七名の裁判官<sup>(3)</sup>の改選が第九回締約国会合において九九年五月二十四日に行われた。候補者は、一名が交代した以外はすべて現職の裁判官で、三度の投票で当選に必要な過半数の得票を得た。<sup>(4)</sup>この結果として裁判官席に生じた変化は、ワリオバ裁判官からジーザス裁判官への交代のみである。<sup>(5)</sup>

また、二〇〇〇年一月一日のチャオ裁判官の死亡により生じた空席の補充のために〇一年五月一六日(第一回締約国会合)に行われた選挙において、九二票を獲得したシウ(Xu Guangjian)裁判官が当選した。<sup>(6)</sup>シウ裁判官は、〇一年九月一七日に宣誓を行い着任した。<sup>(7)</sup>その後、レイン裁判官が〇一年九月一日に死亡したので再び空席が生じている。

発足以来裁判所書記をつとめたチテイ氏が〇一年六月三〇日に辞任した。後任の書記は、〇一年九月二一日に行われた選挙により、裁判所の始動時から副書記を務め、チテイ氏の辞職から書記職を代行してきたゴティエ氏<sup>(8)</sup>が選出された。ゴティエ氏は、ベルギー国籍で、外務省で条約、海洋法及び南極関連の職にあり、海洋法準備委にも参加したほか、ルーヴァン大学で教職にも就いている。

### (二) 規則の改正

裁判所規則は、一九九七年に採択されたが、〇一年に二度改正が行われた。第一に、船舶釈放手続に関する第

一一一条及び第一一二条の改正で、〇一年三月一五日に採択された。第二は、九月二一日に採択された書記の選出と任期に関する第三二条 1 の改正であり、従前は七年間とされた書記の任期を五年間に改めるもので、即日発効した。

船舶釈放の手續に関する改正は、この問題に関する経験から採択されたもので、その目的は、被告(抑留国)に応答声明書を準備する時間を、原告に口頭手續開始前に応答声明書を検討する時間を、そして、裁判官にその評議と判決起草の時間をいささか増すためであるとされている。<sup>(8)</sup>

具体的内容としては、迅速な処理を定める規則第一一二条 3 において、審理開始日を申立て受理後一〇日以内から一五日以内とし、同条 4 の判決の言い渡し<sup>(9)</sup>の期限を弁論終結の日から一〇日以内を一四日以内に延長した。また、第一一二条 4 の改正では、申立ての通報を受けた被告国が応答陳述書を提出する期限が、審理開始時の二四時間前までから同じく九六時間前までに改められた。<sup>(9)</sup> 提訴から審理開始までの延長された五日のうち、約二日が抑留国に留保されたことになる。

また、申立ての通報を受けた被告国が応答声明書を準備するために利用可能な時間は、最大で従来のおよそ九日間から一日間となり、弁論開始日の前日ではなく約四日前に両当事者の書面が整い、結審の後裁判所には二週間の時間が与えられることになる。他方、提訴から判決までの期間を見れば、従来およそ二一日であったものがおよそ三〇日に延長された。

このことについて、第九回締約国会合において裁判所の年次報告書を紹介したラオ裁判所長は、この改正の背景として「裁判所は、国際紛争を早急に解決する必要に鑑み、事件の迅速な処理を可能にするため特別の努力を払ってきた。しかし、船舶釈放手続の当事者は、口頭手續開始までの文書提出について裁判所規則の定める期限を遵守する際の困難を強調した。」と述べて、<sup>(10)</sup> 裁判所の利用者の声を反映していることを強調した。釈放の命令

という結論自体が妥当なものであっても、その推論が不十分であれば拙速な釈放との評価をもたらしかねないことを考えれば、当事者による争点の形成とそれに対する裁判所の適正な判断に必要とされる時間が実際の経験から割り出された線に沿うことは重要であろう。改正された規則が初めて適用されたグランドプリンス号事件では、これまでの船舶釈放事件と比較すると申立ての提出から判決の言い渡しまでの期間が一〇日ほど延びている。ただし、これまでに例のない管轄権否認という結論がこのことと関連を有していると判断する材料はない。

### (三) 信託基金の創設

国連総会は、二〇〇〇年の決議五五／七において、国連事務総長に対して、海洋裁判所による紛争解決を支援する任意信託基金を創設し、また、この基金の現状を締約国会合に毎年報告することを要請した。<sup>(11)</sup> この基金の詳細は、決議の附属書Iに盛り込まれている。

この附属書は、信託基金創設の理由として、国際司法裁判所については既に基金が運用されていること及び常設仲裁裁判所も財政援助基金を創設したことに触れ、当事者の費用負担が条約第二八七条による手続の選択又は裁判所への紛争付託や応訴に関する決定の要因になるべきではないことを挙げている。基金は、一九九七年一月一八日の国連と海洋法裁判所との間の協力協定によりこの決議を根拠として創設され、海洋法裁判所（海底紛争裁判部及び他の部を含む）に付託された事件に関連して生じる支出について締約国に財政的援助を提供することを目的とする。

援助の提供は主として管轄権が争点となっていない本案に係る手続である適当な事件において行うのを原則とし、例外的事情においては手続のいかなる段階においても提供されることができ。

基金の財源としては、国、政府間機関、国内機関、非政府団体並びに自然人及び法人による任意拠出を予定し、

事務総長に拠出の奨励を促している。基金による援助の申請は、いかなる条約当事国も行うことができるものとされ、申請があった場合には、事務総長により設置される三名構成の専門家パネルによる審査及び勧告の手順を踏んで援助が行われる。勧告の内容として同附属書が定めるのは、提供されるべき財政援助の額、援助が提供される手続の段階及び援助を使用することのできる支出の種類である。申請の際に、国は、自国が付託し又は自国に対して付託された事件の性質を記述し、財政援助が必要とされる費用の概算を示し、承認された額から行われる支出の計算書を含み、国際連合が受諾可能な監査人により証明を受けるものとされている。

援助の供与は、事務総長により専門家パネルの勧告に基づいて財政援助を提供され、支払は承認された費用に關して行われた支出を示す領収証に対して行われる。費用の内容として例示列挙されているのは、申立て及び書面の準備、訴答書面及び口頭弁論のための補佐人及び弁護人の専門家費用、事件の各段階における法的代理人の旅費及びハンブルグにおける支出、領海における境界の設定のような裁判所の判決又は命令の実行である。

基金の管理は監査手続をふくめて国連の財政規則により行われ、基金の活動の年次報告(基金への拠出及び基金からの払出を含む)は、条約締約国会合に対して行われる。基金の実施事務は、国連法務部海洋法部が担当する。

このほか、実施事務所は、適切な資格のある個人又は団体が行う専門的援助の割引の申し入れのリストを維持し、援助申請者が要求する場合には、実施事務所は申し入れリストをその考慮及び決定のために利用可能にすること、財政及び他の援助は同一の事件又はその段階に關して延長可能なことを定める。

以上の概要から明らかなとおり、この基金は一九八九年に創設された国際司法裁判所のための基金を踏襲するものといえよう。国際司法裁判所の基金については、当初、懐疑的な見解も表明されたが、これが近年の開発途上国による国際司法裁判所の利用の増加に拍車をかけていると考えられる。海洋法裁判所においても基金が合意

提訴による係属事件を増す効果を有するのか今後の展開が注目される。

## 二 船舶釈放手続の展開

### (一) 管轄権の基礎と請求の主体

海洋法裁判所は、最初のサイガ号事件判決において、第二九二条一の解釈として、紛争当事国が条約締約国であり、抑留から一〇日以内に釈放問題を他の裁判所に付託する合意が成立していなければ、裁判所の管轄権が成立する<sup>(1)</sup>とした。

サイガ号をめぐる紛争では、特に第二号事件において船舶の国籍が事件の争点又は論点となったが、カモコ号及びモンテ・コンフルコ号事件では船舶の国籍は争われなかった。フランスの海外領土の経済水域内で拿捕された漁船の抑留に関わる点でこれら二件と類似するグラント・プリンス号事件では、フランスは前二件と同様に船舶の国籍を争わなかった。しかし、裁判所は職権により国籍の確認を行い、裁判所に提出されたグラント・プリンス号に対して発行された仮航海許可証、「旗国」当局者の登録抹消の可能性に触れた文書等を根拠として、申立て時点におけるベリーズに旗国たる地位を認めず、管轄権を否認した。共同して反対意見を表明した裁判官は、裁判所に提出された証拠は、申立ての時点におけるベリーズ登録を否定しないのに、国籍付与は国内管轄事項であることから出発して、旗国に有利に推定して判断を加えたサイガ号（第二号）事件判決における態度を翻して、国籍を否認する結論に到達したと批判している。

条約第二九二条二の旗国に「代わるもの」の範囲については、裁判所規則第一一〇条は、この条約規定を受けて、第一項において「条約第二九二条に従って又は船舶の旗国に代わるものによって」行うことができると定め



ている。そして、第2項で申立て代理人を予め裁判所に通報しておく制度を導入しているが、現在までのところこの通報の例はない。このことは、これに適切な者の範囲についての条約及び規則の確立した解釈がない以上当然のことと考えられる。規則一〇条3がそうした通報のない場合に申立てに添付すべき授權の証明について定める。裁判所では、サイガ号事件以来、旗国の権限ある当局による権限付与の証明があれば、代理人の法的地位等は問わない立場をとってきた。グランド・プリンス号事件で申立てを行ったのは、同号に実質的な利益を有するものの帰属するスペインの弁護士で「旗国」ペリーズに「代わるもの」であった。

条約第二九二条では、旗国対抑留国の手続とすることによって伝統的な外交保護の法的形式を維持しつつ、それと実質上の利益との調整を図って「代わるもの」が付加されたとみられる。グランド・プリンス号事件における登録又は国籍を慎重に確認するアプローチは、この代理人の範囲を制限しない解釈が維持される場合には、船舶の国籍の形骸化を防ぐために国際社会で繰り広げられてきた努力を考慮すれば、サイガ号(第二号)事件におけるアプローチよりむしろ望ましいと考えられる<sup>(16)</sup>。他方において、この方式は、少なくとも釈放の国際手続について旗国のない船舶を生む<sup>(17)</sup>ことや、真の利益保有者の保護にもたらす影響の考慮が必要であろう。

## (二) 保証の合理性

サイガ号事件では、被告側は、保証の額又は形式に関して国内的決定又は海洋法裁判所での主張を行わなかったが、裁判所は、保証の額、性質及び形式をすべて合わせて合理性を評価すべきであるとした。そして、保証として提供すべき金額は船体及び積荷等の価額に基づいて決定されるとして、船体の価格及び取卸された積荷から決定し、形式の選択は旗国側の主張した信用状又は銀行保証とした。

カモコ号事件における旗国側の主な目的は、抑留国国内裁判所が決定した保証の額と形式の合理性を争い、海

洋法裁判所が保証によって船舶を釈放するよう命令する判決を得ることであった。裁判所は、被抑留船舶及び押収された積荷の価値、抑留国が課した保証金の額及び形式というサイガ号事件判決において明示された合理性の判断要因に、嫌疑のある犯罪の重大性、抑留国の法律上科される又は科されうる刑罰を加えた。カモコ号事件では、嫌疑のある犯罪の重大性、フランス法上、科されうる最高刑に重点をおき、フランス当局により課された保証金は「合理的」でないとし、独自に決定した額の銀行保証を提供するよう命じる判断を下した。

モンテ・コンフルコ号事件では、フランス国内裁判所は、カモコ号事件において海洋法裁判所が明らかにした保証の合理性の要因を用いて、現金又は手形小切手による保証を命じたが、海洋法裁判所は、科されうる最高刑、船体の価値、積荷の価値を考慮して保証の額を決定し、そこからフランス当局の押収した漁獲物の価値を差し引いた額を銀行保証として提供するよう命じた。

### (三) 国内法及びその手続との関係

サイガ号事件において、ギニア側は、就中、サイガ号が密輸に従事していたために条約第七三条及び第二九二条の適用はないと反論していた。裁判所は、本件は排他的経済水域に適用のある沿岸国法令違反の事案であるとして、第七三条の適用を認める結論に至った。その論拠は、ギニア法がギニアの漁業許可を得た漁船への無許可の給油を禁止し、漁業にその支援活動を含めていること、経済水域では実施できない関税規制をギニアが行ったと判断することはできないことであった。裁判所は、接続水域においてのみ適法たりうるサイガ号の拿捕が、その外の海域において行われたとの事実の認識があつて、法規の分類論や論争性等の基準や国内法令の解釈を論拠として釈放を命じた。<sup>(18)</sup>このとき以来、裁判所は、船舶釈放手続における審理の対象を、条約第七三条2とそれに関連する限りにおける第二九二条1に限定し、船舶釈放手続において違反が主張されうる第七三条3、4のよう

な規定さえも完全に審理の対象から除外してきた。

国際法違反の船舶抑留の早期解消の観点からは、船舶積放制度の運用としてただちに不当であるとはいえないが、他方において第二九二条が経済水域で拿捕された船舶の積放を命じる一般的権限を裁判所に認めているとも考えがたい。このことは、条約第五部の排他的経済水域制度全体と沿岸国の漁業関連法令を制限する第六二条や排他的経済水域における他国の航行の自由を定める第五八条の解釈論に立ち入らないで、もっぱら第七三條２から船舶積放を取り扱う立場をとる裁判所にとって、解答が容易でない問題である。

さらに、沿岸国の法令の条約適合性は、サイガ号事件において論じられた給油というような付随的事項ばかりではなく、生物資源の保存及び管理に関する主権的権利に直接由来する事項についても論点となりうる。カモコ号及びモンテ・コンフルコ号事件のように保証金の額の合理性が争われた場合には、ときには抑留国内で最終的決定が行われるより前に、抑留国の法令の適用の結果としての船舶抑留及び保証が海洋法裁判所の評価の対象となる。保証額を決定するためには、現実の又は想定される刑を考慮要因とした場合には特に、抑留国の刑罰体系に立ち入るのは不可避的である。たとえば、生物資源の保存の必要に迫られる沿岸国にとって、自国法令に基づいて、法令違反の用に供された物として船舶を没収することが不可欠と判断されることがあるかもしれない。船体、艀装等に相当する価額を保証金として違反者から徴収して船舶を積放するのでは、同じ船舶が再び違法操業に用いられることを阻止できないからである。そうした意味において、特に密漁を「船舶を取り返してもなお割に合わない罪」とするために科される刑罰の程度は、事情により相当に重いこともあろう。その条約との両立性の評価を回避したまま、海洋法裁判所が保証額を決定し、抑留国の決定した保証金の減額的手段に積放手続が用いられれば、船舶積放の命令さらには制度自体が、その運用において国内法の法益保護に対する条約を逸脱した制限を課すことを可能にするものと評価する沿岸国が生じかねない。こうした沿岸国を条約第七三條２及び第

二九二条のみの範囲で説得することは不可能に近いのではないだろうか。

結びにかえて

これまでの五年間に海洋法裁判所において行われた船舶釈放制度の運用からみると、次のようなことが指摘できる。船舶釈放の一方の当事者は抑留された船舶の旗国であるが、船舶に利益を保有する者の代理人が旗国の支援を受けて手続を発動しているように思われる。これは、裁判所が、規則制定の際を含め、条約規定の緩やかな解釈をとったためであると考えられる。最近の例では、従来からの態度を変更して、旗国の地位を厳格に審査した。この手続を国の間のものとする条約の枠組みからは、このやり方がなじむよう思われ、今後の動向に注目すべきである。

他方、裁判所がこの手続を他の手続から独立した手続であるとし、もっぱら第七三条二及び第二九二条の下で扱ってきたことから次のような船舶釈放の本質的な問題が未解決のまま残されていることが指摘できる。船舶が拿捕されてから一〇日を経ても釈放されていない事実が手続の対象とされるが、条約には抑留国に直接一〇日以内に船舶の釈放を義務づける規定はないので、当事国間に法の見解の不一致すなわち紛争が必ずしも存在しないこともありうる。さらに、経済水域制度において、拿捕した船舶の抑留が正当化される場合はないのか、逆に言えば、第七三条二の規定は、経済水域制度の下で拿捕され抑留されたすべての船舶に常に適用があるのかは、船舶の釈放に関する最も基本的な紛争であるが、海洋法裁判所はこの点を審理しないように思われる。したがって、何らかの理由で、抑留国の釈放手続が遅延して一〇日以上船舶の抑留を続けた場合には、保証の提供と釈放を決定する国内の手続は海洋法裁判所によって事実上取って代わられることとなる。その際、また、抑留国内

の手続によって定められた保証に争いがある場合にも、裁判所は船舶積放の条件として提供すべき保証の合理性を決定することを求められるが、裁判所にはその決定に適用があるか又は参照することのできる基準がない。裁判所は抑留国の国内法を考慮要因としており、保証の決定にあたっては、特にありうべき刑罰の評価が国内手続におけるものと齟齬を生じることがある。この問題は、保証の本質をいかに捉えるかによって幾とおりかの解答がありそうである。

(1) この裁判所の発足と始動について、拙稿「国際海洋法裁判所の発足と最初の事件」『清和大学法学研究』第五巻第二号(一九九九年六月)一〇七頁以下、参照。

(2) 次の九件である。

- 1 サイガ号事件(セントヴィンセント対ギニア)『船舶積放』The M/V "Saiga" (St. Vincent and the Grenadines v. Guinea), Judgment (prompt release) dated 4 December 1997, ITLOS Reports 1997, p. 16.
- 2 サイガ号(第二)事件(同)暫定措置及び本案『The M/V "Saiga" (No. 2), Order on Provisional Measures dated 11 March 1998, [http://www.itlos.org/case\\_documents/2001/document\\_en\\_86.pdf](http://www.itlos.org/case_documents/2001/document_en_86.pdf), Judgment on the Merits dated 1 July 1999, [http://www.itlos.org/case\\_documents/2001/document\\_en\\_68.pdf](http://www.itlos.org/case_documents/2001/document_en_68.pdf)
- 3 及び 4 みなみまぐろ事件(ニュージーランド対日本)オーストラリア対日本)『暫定措置』The Southern Bluefin Tuna cases (New Zealand v. Japan; Australia v Japan), Order of 27 August 1999 on the Request for provisional measures, [http://2001/document\\_en\\_143.pdf](http://2001/document_en_143.pdf)
- 5 カモコ号事件(パナマ対フランス)『船舶積放』The "Camouco" (Panama v France), Judgment on the Application for prompt release dated 7 February 2000, [http://2001/document\\_en\\_129.pdf](http://2001/document_en_129.pdf)
- 6 モンテ・コンフルコ号事件(セーシェル対フランス)『船舶積放』The "Monte Confurco" (Seychelles v France) Judgment on the Application for prompt release dated 18 December 2000, [http://2001/document\\_en\\_115.pdf](http://2001/document_en_115.pdf)

- 7 南東太平洋におけるアйнаメ資源の保存及び持続的開発に関する事件(チリ及び欧州共同体)係属中、The case concerning the Conservation and Sustainable Exploitation of the Swordfish Stocks in the South-Eastern Pacific Ocean, pending.
- 8 グランドプリンス号事件(シリース対フランス)、船舶積放、管轄権否認、The “Grand Prince” (Belize v. France), Judgment on the Application for prompt release dated 20 April 2001, <http://www.itlos.org/Document.asp?id=11&lang=eng>, 88. pdf
- 9 カイシリ・リーファ2号事件(パナマ対イエメン)、船舶積放(取り下げ、件名簿より削除)、“Chaisiri Reeler 2” (Panama v. Yemen), see ITLOS/Press 52, 16 July 2001, <http://www.itlos.org/Document.asp?id=11&lang=eng>, 104.pdf
- (3) 前掲拙稿、注(一)の一〇一頁参照。
- (4) SPLOS/48, 15 June 1999, paras. 31-34.
- (5) シーザス裁判官は、一九五〇年にカボヴェルデに生まれ、ポルトガルのリスボンで大学教育を受けた後、ニューヨークのセント・ジョンズ大学で学位を取得した。国連大使、国連代表部法律顧問などを歴任、海洋法関係では、一九七九年以後第三次海洋法会議における母国の代表を務め、引き続き参加した海洋法準備委員会では、一九八七年以後、議長を務めた(ITLOS/Press 22, 24 May 1999)。
- (6) UNDoc SPLOS/73, p. 7.
- (7) シュ裁判官は、中国外交部の条約関係の部局での勤務が長く、海洋法のほか南極や宇宙に関する会議への同国代表団において活動したほか、学会及び大学における職歴を有している(SPLOS/62)
- (8) ITLOS Press/55, 15 March 2001
- (9) *Ibid.*
- (10) SPLOS/73, p. 5, at para. 23.
- (11) UN GARes A/55/7, 2 May 2001, at para. 9.
- (12) 28 ILM 1590 (1989)
- (13) Mary Ellen O’Connell, “International Legal Aid: The Secretary General’s Trust Fund to Assist States in

the Settlement of Disputes through International Court of Justice" in Mark W. Janis(ed.), *International Courts for the Twenty-First Century*, 1992, pp. 235.

(14) Judgement, op. cit. at paras 39 and 41. 前掲拙稿「注(一)」、一一九—一二〇頁。

(15) 裁判官席にはベリリス国籍の故レイン判事が含まれていたが、同判事は、コット特任裁判官とともに、判決に同意している。この点は、国際裁判の発展に照らして注目すべきであろう。(Cf. Roseme, Shabirai, III *The Law and Practice of the International Court 1920-1996*, pp. 1127-1130.)

(16) 起草経緯から「代わる者」を制限的に解する見解について、栗林忠男『海洋法(下)』(一九九四年)、二八二—二八三頁参照。

(17) このことが条約第九四条に定める旗国の義務を履行する主体を失わせることになる危惧に、分離意見や反対意見が言及している。しかし、裁判所は、船舶釈放手続を他の局面から完全に切り離す立場をとっている。

(18) 前掲拙稿、注(二四)、一一一—一二二頁参照。

## 資料 I モンテ・コンフルコ号事件(セイシエル対フランス) 船舶釈放判決

### 序

#### 〔手続〕

- 1 二〇〇〇年一月二〇日、裁判所書記は、セイシエル農業海洋資源大臣からファクシミリ送信された書簡により、ラモン・ガルシア・ガラルド氏及びジャンジャック・モレル氏が漁船モンテ・コンフルコ号(Monte Confurco)に関し海洋法に関する国際連合条約(以下、条約という。)
  - 2 二〇〇〇年一月二七日、フランスに対する条約第二九二条によるモンテ・コンフルコ号及びその船長の速やかな釈放に関する申立書がセイシエルに代わってファクシ

第二九二条によりセイシエルに代わって申立てを行う権限を与えられたことを通報された。同書簡により、書記は、本件申立て及び関連するすべての手続のため、両氏のそれぞれ代理人及び副代理人としての選任を通報された。

九二条によるモンテ・コンフルコ号及びその船長の速やかな釈放に関する申立書がセイシエルに代わってファクシ

- ミリにより提出された。申立書の謄本は、同日、裁判所書記の口上書によりフランス外務大臣に送達されるとともに、ドイツ駐劄フランス大使に託された。
- 3 二〇〇〇年一月二十七日、セイシエルは最初の提出書類の正誤表を裁判所に通報した。これらの訂正は、形式的性質のものであり、裁判所規則（以下、規則という。）第六五条4に従って裁判所長の許可を得て受理された。
- 4 裁判所長は、規則第一一二条3に従って、二〇〇〇年一月二十七日命令により、申立てに関する弁論の期日を二〇〇〇年一月二十七日及び八日に定めた。命令の通報は、直ちに当事者に伝達された。
- 5 書記による二〇〇〇年一月二十七日付口上書により、フランス外務大臣は、フランスの応答声明書は規則第一一二条4により弁論の二四時間前まで書記局に提出できるとを通報された。
- 6 申立ては、件名簿に第六号事件として「モンテ・コンフルコ号事件 (The "Monte Confurco" Case)」の件名で登録された。
- 7 二〇〇〇年一月二十八日、セイシエル代理人は、伝書使により、3項という訂正を施した申立書の原本を裁判所に提出した。申立書原本の認証謄本は、同日、書記によりフランス外務大臣に送付された。
- 8 条約の締約国は、裁判所規程第二四条3により、書記による二〇〇〇年一月二十九日付口上書によって申立ての通報を受けた。二〇〇〇年一月二十八日に、国連事務総長は、一九九七年二月十八日の国際連合と国際海洋法裁判所との間の協力及び関係に関する協定に従って、書記により申立ての受領の通報を受けた。
- 9 二〇〇〇年一月三日、ファクシミリ送信されたパリの外務省法務部次長の書記宛書簡により、フランス代理人として外務省法務部海洋、漁業及び南極次長ミシエル・トランキエ氏の任命を通報された。
- 10 裁判所長は、規則第四五条及び第七三条に従って、二〇〇〇年一月一日に両当事者代理人と電話協議し、各当事者による見解提出の順序及び時期並びに口頭手続中に提出する証拠に関するその見解を確認した。
- 11 規則第七二条に従って、証人及び専門家に関する情報がセイシエル代理人により二〇〇〇年一月二十八日、二月五日及び八日に、フランス代理人により二月一日及び七日に裁判所に提出された。
- 12 フランスは、二〇〇〇年二月六日に、その応答声明書を裁判所にファクシミリで発信し、その謄本は直ちにセ



イシエル代理人に発信された。

13 二〇〇〇年二月五、六及び八日に、セイシエル代理人は、追加文書を提出し、その謄本は直ちにフランス代理人に発信された。

14 二〇〇〇年二月七日に、フランス代理人は、追加文書を提出し、その謄本は直ちにセイシエル代理人に発信された。

15 裁判所は、書面手続が終結し、弁論の開始に先立つ二〇〇〇年二月六日に、規則第六八条に従って、その冒頭評議を行った。

16 二〇〇〇年二月七日、裁判所長は、規則第四五条に従って、当事者代理人と協議を行った。

17 口頭手続の開始に先立ち、当事国は、「裁判所における立論の準備及び提出に関する指針」第一四項により求められる文書を提出した。

18 規則第六七条2に従って、文書及びその添付書類の謄本は、口頭手続開始の日から公開された。

19 二〇〇〇年二月七日及び八日に開かれた四度の公開廷において、次に掲げる者により口頭弁論が行われた。

セイシエルの名において

代理人 ラモン・ガルシア・ガラルド氏

補佐人 ジャンジャック・モレル氏

フランスの名において

代理人 ミシエル・トランキエ氏

補佐人 ジャンピエール・ケヌデック氏

補佐人 ジャック・ペロ氏

20 セイシエル代理人は、弁論中に、ビデオモニターに表示されたコンピュータで作成された多くの提示物(次に掲げるものを含む。)を呈示した。

ー ケルゲレン諸島周辺海域を示す海図一葉、南極生物資源保存条約(CCAMLR)の適用範囲を示す海図一葉、モンテ・コンフルコ号が取ったとされる針路及び

同号がフランス監視フリゲート艦(フロレアル)により

捕捉されたとされる位置を示す海図一葉、モンテ・コンフルコ号が漁獲を行っていた海域を示す海図一葉

ー モンテ・コンフルコ号の価値及び提案された保証

金額の算出に関する情報を示すスライド

セイシエル代理人は、延縄漁業に用いられるブイの構成部

分であるとする電灯、無線発信装置及び電池も呈示した。

セイシエル代理人は、その弁論において次のものを引用し

た。

ー モンテ・コンフルコ号が延縄漁業の準備に使った

装備を示すとされる写真

— モンテ・コンフルコ号の冷凍庫及び作業場を示すとされる写真

— モンテ・コンフルコ号上で発見されたと主張される魚の写真

各呈示物の原本は、書記に提出され、適正に記録された。

21 二〇〇〇年一月二七日に開かれた公開廷において、パリ自然史博物館魚類学研究室長ギ・デュアメル氏がフランス代理人により専門家として召喚され、尋問を受けた。同氏は、セイシエル代理人により反対尋問された。専門家の証言の過程において、モンテ・コンフルコ号が二〇〇〇年一月四日から八日にとつたとされる航跡並びにケルゲレン諸島周辺の水深を示す海図、CCAMLR統計海域を示す地図を含む多くの呈示物がビデオモニター上に表示された。各呈示物の原本は、書記に提出され、適正に記録された。

22 同日、裁判所が当事者に特に取り組んでほしい論点及び争点のリストが代理人に通告された。

23 二〇〇〇年一月二八日に開かれた公開廷において、海事検査人アントニオ・アロンソ・ペレス氏がセイシエル代理人により専門家として召喚され、セイシエル代理人によ

り喚問された。アロンソ・ペレス氏は、スペイン語で証言した。専門家の証言を裁判所公用語に翻訳するために必要な手配が行われた。

24 二〇〇〇年一月二八日、両国代理人は、第22項にいう論点及び争点のリストに対する書面による回答を提出した。

〔当事者の主張〕

25 申立書及び応答声明書において、当事者から次に掲げる申立が提出された。

セイシエルの名において

申立書において

1 裁判所は、国連海洋法条約第二九二条により、本日出示された申立てを受理する権限を有すると宣言すること

2 本申立ては許容されると宣言すること

3 フランス共和国は、モンテ・コンフルコ号の拿捕をセイシエル共和国に適当に通報しなかったことにより、第七三条4の規定に違反したと宣言すること

4 フランス共和国が定めた保証は、その額、性質及び形式に関して合理的でないと宣言すること

5 モンテ・コンフルコ号船長ホセ・ペレス・アルヒバイ氏に関し、

- ― 適正手続のための中間措置として、フランス共和国は同船長が間もなくハンブルグにおいて行われる審理に出席することを認めるよう要求すること
- ― フランス共和国は、拿捕された船舶の船長の速やかな釈放に関する条約規定の遵守を怠っていると認定すること
- ― フランス共和国に対し、船長に対して拘禁刑は科せないこと及び彼が欧州市民であることを考慮し、合理的な保証として船体、積荷等があることを鑑み、保証金なしに船長を速やかに釈放するよう命令すること
- ― フランス共和国は、船長に対して事実上違法な抑留に相当する刑事措置を適用して、条約第七三条3の規定の遵守を怠っていると認定すること
- 6 次のことに基づいて、保証金の額を最高で二二〇万フランと定めること。
  - ― 船舶位置の通報を怠ったことについて二〇万フラン
  - ― 理論上、唯一の推定を許す証拠により最悪の場合にとりうる額として、経済水域に通報なしに二四時間所在し、四トン未満の漁獲物について二〇〇万フラン
- 7 保証金の性質に関し、裁判所は、押収された積荷、漁具、餌、軽油が保証の一部を構成すると認めること。

これらの価額は、当方の計算では、九四七万六三八二フランに相当する。

8 裁判所は、欧州の銀行が発行する財務文書 (confirmation financière) か、当方の計算によるトン数その他と等額の保証のいずれかを選ぶこと

9 補完的措置として、金銭上の保証の形式に関し、裁判所が象徴的な金銭上の保証を選択する場合には、原告の要求は、当事者が同額の釈放と引換に裁判所に預託されることを決定しない限り、現金ではなくフランス共和国に預託される欧州の一流銀行による銀行保証が望ましいとの判断を明記することである。

フランスの名において

応答声明書において

上述の事実の提示及び法的考慮に基づき、フランス共和国政府は、手続の後の段階において必要な場合に追加又は修正する権利を留保しつつ、裁判所に対して、セイシエル共和国の名において提出されたこれに反するすべての立論を却下して、次のとおり裁判し、判決することを求める。

1 モンテ・コンフルコ号の釈放のために権限あるフ

ランス裁判所が定めた保証金は、関連するすべての要素に照らし、事件の事情において合理的である

2 二〇〇〇年一月二七日にセイシエルに代わって提出された申立ては、許容されない

26 規則第七五条2に従って、審理の終結に当たり、当事者から次に掲げる最終申立が行われた。

セイシエルの名において

1 1 4 (省略) 申立書 (上記第25項) 1 1 4 と同文)

5 モンテ・コンフルコ号船長ホセ・ベレス・アルヒバイ氏に関し、

1 フランス共和国は、拿捕された船舶の船長の速やかな釈放に関する条約規定の遵守を怠っていると認定すること

1 フランス共和国に対し、船長に対して拘禁刑は科せないこと及び彼が欧州市民であることを考慮し、合理的な保証として船体、積荷等があることに鑑み、保証金なしに船長を速やかに釈放するよう命令すること

1 フランス共和国は、船長に対して事実上違法な抑留に相当する刑事措置を適用して、条約第七三条3の規定の遵守を怠っていると認定すること

6 船舶に関し、次のことに基づいて、最高二二〇万フ

ランまでの保証により、その釈放を命令すること

(省略) 申立書 (上記第25項) 6 と同文)

7 保証金の性質に関し、裁判所は、押収された積荷、漁具、餌、軽油が保証の一部を構成すると認めること。これらの価額は、当方の計算では、九八〇万フランに相当する。

8 1 9 (省略) 申立書 (上記第25項) 8 及び9 と同文)

フランスの名において

(省略) 応答声明書 (上記第25項) と同文)

#### 事実背景

27 モンテ・コンフルコ号は、セイシエルの国旗を掲げる漁船である。その所有者は、セイシエルに登録された会社「モンテコ・シッピング社 (Monteco shipping Corporation)」である。二〇〇〇年三月三日付セイシエル登録証明書によれば、モンテ・コンフルコ号は、一九九九年一月二日にセイシエルに登録された。セイシエルは、モンテ・コンフルコ号に対し、国際水域における漁業に従事するための漁業免許七一〇号を与えた。

28 モンテ・コンフルコ号は、二〇〇〇年八月二十七日に南水洋 (Southern seas) で延縄漁業に従事するためにポートルイス (モリシヤス) を出港した。船長は、スペイン国民ホセ・マニエル・アルヒバイ・ペレス氏であった。

29 二〇〇〇年一月八日一時二五分、モンテ・コンフルコ号は、フランス南方南極領土のケルゲレン諸島の排他的経済水域 (以下、経済水域と略記する。) においてフランスの監視艦フロレアルの乗員により乗船を受けた。

30 二〇〇〇年一月八日に、フロレアルの艦長によりモンテ・コンフルコ号による次の行為について違反調書 (Procès-verbal d'infraction) 第一/〇〇号が作成された。

その所在地及び船上の魚の量をケルゲレン諸島地区長に申告しなかったこと

法により求められる事前の許可を得ないで漁獲を行ったこと

逃走を試み、漁業活動監視に責任ある機関による捜査を回避したこと

31 二〇〇〇年一月八日付違反調書第一/〇〇号に続いて、二〇〇一年一月九日に押取調書 (Procès-verbal d'appréhension) 第二/〇〇号がフロレアルの船長により作成され、そこにはモンテ・コンフルコ号、漁獲物、

航海及び通信装置、コンピュータ装置並びに船舶書類の押収と乗員の拘束が記録された。

32 二〇〇〇年一月八日二時二〇分、モンテ・コンフルコ号は、フランス海軍に護送されて、レユニオン島のポールデガレに向けて針路を変え、二〇〇〇年一月九日に到着した。

33 二〇〇〇年一月二〇日に、レユニオン地域海洋局本部が三通の拿捕調書 (Procès-verbal de saisie) を作成した。次の容疑の根拠が違反調書から引かれている。

1 二〇〇一年一月八日七時〇〇分、ケルゲレン諸島西方九〇海里のフランス経済水域にモンテ・コンフルコ号の存在が認められた

2 ケルゲレン諸島の経済水域への進入に通報が行われていないと認められた

3 モンテ・コンフルコ号のものと同一延縄で、その番号が論理的に繋がるものが水中にあり、付近にはほかに漁船はなかった

4 解凍された餌が海中に投棄された

5 船舶中央部の甲板上に冷凍小魚及び鈎針が認められた

6 零下一・六度ないし二・四度の頭を取り内蔵を抜いた

た銀ムツが零下二〇度の冷凍庫内に認められた

7 作業場は、直近に清掃され、鮮血及び新鮮な廃物があることが認められた

8 約一五八トンの銀ムツが船上で発見された

34 前項にいう三通の拿捕調書のうち、第五八/A M/〇〇号は、船上の銀ムツの押収を記述している。調書は、この漁獲物を一五八トンと認め、その価額を九〇〇万フランと算出した。さらに、魚は指名入札により換価処分され、裁判所のその収益に関して命令が行われるまで、国庫に保管されることを決定した。調書第五九/A M/〇〇号は、すべての漁具の押収を定め、その新品価格を三〇万フランと算定した。調書第六〇/A M/〇〇号は、船体、艙装及び書類の押収を定め、船体価格を一五〇〇万フランと算出し、船体はレユニオンのポールデギャレでドック入りすることを決定した。これらの調書は、モンテ・コンフルコ号船長が署名を拒否したことを記録する。

35 二〇〇〇年一月二〇日に、レユニオンの地域海洋局本部長がサンポール第一審裁判所に船舶の拿捕の確認とその釈放が保証金九五四〇万フランの前納を条件とすることの確認を求めた。

36 二〇〇一年一月二二日、船長は、起訴され、サンデ

二の大裁判所の主任判事 (Chief Magistrate) に指名された判事による司法監視 (controle judiciaire) の下に置かれた。判事は、船長がその旅券を手放し、レユニオンを立ち去らないよう命令した。

37 二〇〇〇年一月二二日命令において、サンポール第一審裁判所は、就中、モンテ・コンフルコ号が(一九九七年一月一八日法により改正された一九六六年六月一八日法律第六六―四〇〇号第四条に違反して) 事前の許可なくまたその所在又は船上の魚の量を最寄りの群島地区長に申告しないで、ケルゲレン諸島経済水域に進入したこと、同号が相当量の銀ムツを船上に保有し、その量の申告をしないでケルゲレン諸島の経済水域で発見された事実、そのすべての漁獲がケルゲレン諸島の経済水域内で違法に漁獲されたとの「推定」を成立させると述べた。

38 サンポール第一審裁判所は、保証金の額の決定に次のことを考慮した。

1 海事検査人シャンスレル氏の評価による船体の価額一五〇〇万フラン

2 (漁獲量一五八トン及び改正一九六六年六月一八日法律第六六―四〇〇号の規定に基づき) 船長に生じる罰金七九〇〇万フラン

3 被害者が一般に与えられる一〇万フランまでの補償  
 39 裁判所は、上記のことに留意しつつ、次の保証金を定めた。

- 拿捕された船舶の船長が出頭する保証一〇〇万フラン
- 認定されたされた犯罪により生じた損害の保証四〇万フラン
- 科された罰金及び船舶の没収の支払の保証五五〇〇万フラン

よって、保証金の総額は五六四〇万フランと定められた。  
 40 裁判所は、モンテ・コンフルコ号の拿捕を確認し、その釈放は供託局 (Caisse des Depots et Consignations) に対して行われる現金、支払保証小切手又は銀行為替手形による五六四〇万フランの保証金の前納を条件に行われることを命令した。

41 裁判所が示した所見はまた、条約第七三条2及び第二九二条によって、保証金は「合理的」でなければならぬこと、保証金の額、形式及び性質の総合的バランスが合理的でなければならないこと、並びに、合理性の評価は拿捕された船舶の船長に帰された法律違反の重大性、拿捕した国の法律により科される刑罰、拿捕された船舶の価値及び

その積荷の価値に基づくべきことに及んでいる。これらの所見は、本裁判所の「カモコ号」事件判決第66項及び第67項における判断を反映する。

- 42 裁判所は、この命令を支持して、次の規定に依拠した。
- (a) 拿捕の制度に関する及び海洋漁業に関する犯罪を立件する権限を付与される機関の一覧を補足する一九八三年七月五日法律第八三一五八二号 (改正) 第三条
  - (b) フランス南方及び南極領土における海洋漁業及び海産物の開発に関する一九九七年一月一八日法により改正された一九六六年六月一八日法律第六六四〇〇号第三条及び第四条
  - (c) 刑事訴訟法第一四二条

43 一九八三年七月五日法律第八三一五八二号 (改正) 第三条は次のとおり規定する。

- 権限ある者は、法令に違反する漁獲の用に供された船舶を違反の成立の態様を問わず拿捕することができる。
- 権限ある者は、自ら指定した港に船舶を連行し又は連行する手配を行うものとし、拿捕調書を作成するものとする。船舶は、海軍海洋省に引き渡される。
- 権限ある者は、拿捕から七十二時間以内に、拿捕地の第一審裁判所裁判官に、押取調書を添付して確認の決定のための申

請を提出する。七十二時間以内に行われる命令により、舟船の押収又は釈放が決定される。

事情のいかんを問わず、命令は、第七条にいう拿捕又は押収の日から六日以内に行われる。

舟船の釈放は、保証金の提供の後に、押収地の第一審裁判所の裁判官により決定される。裁判官は、保証金の額及び支払方法を刑事訴訟法第一四二条の規定に従い決定する。

44 一九六六年六月一八日法律第六六—四〇〇号（改正）  
第二条及び第四条は次のとおり規定する。

第二条 何人も、許可を得ないで、漁獲を行い及び海産哺乳動物を捕獲し又は海産物の開発に従事してはならない。

仏領南方南極領土の排他的経済水域に進入する船舶は、最寄りの島の地域政府の長にその存在を通報し、船内に保有する魚の量を申告しなければならない。

第四条 陸上又は船上から、第二条に定める許可を保有しないで、漁獲を行い、海産哺乳動物を捕獲し若しくは海産物を開発し又は経済水域進入の通報を怠り若しくは船上の魚の量を申告しなかった者は、罰金一〇〇万フラン及び拘禁六月又はそのいずれかの刑に処する。

第三条の規定により定められる命令に違反して、禁漁区又は禁漁期に漁獲を行った者は、前項に定める刑に処する。

但し、第一項に定める最高刑は、第二条に定める許可を得ず又は第三条の規定により定められる禁漁区及び禁漁期に関

する規制に違反して採捕された漁獲の二トンを超える各一トンにつき五〇万フランを加算する。

第二条に定める許可を得ず又は第三条の規定により定められる禁漁区及び禁漁期に関する規制に違反して採捕された海産物の隠蔽（刑法第三二—一条に定めるところによる。）は、前項に定める刑に処する。

45 刑事訴訟法第一四二条は、次のとおり規定する。

被告人が保証の提供を要求される場合には、当該保証は次のことを保証する。

1 被告人の手續（提起されている罪に関するものであるか否かを問わない。）のすべての段階における出廷、刑の執行、並びに、適当な場合には、被告人に課された他の義務の履行

2 次の順序での支払

(a) 犯罪により生じた損害の賠償及び原状回復並びに被告が扶助料債務の不履行により起訴されている場合には当該債務

(b) 罰金

保証を提供することを命じる決定は、保証の各部分毎に額を決定する。

第一四二—一条 予審判事は、被告の同意を得て、被害者の権利又は扶助料債務の場合にあつては債権者の権利を保証するために定められた部分の保証を当該被害者又は債権者にそ



の要請により預託するよう、仮判決として命じることができ  
る。

この預託は、被告の同意がない場合であっても、執行可能  
な判決が、被害者又は債権者に手続の主題である事実に関し  
て仮給付を認める場合にも、命令することができる。

第一四二―二条 保証の第一部分は、被告人が（提起されて  
いる罪に関するものであるかを否かを問わない。）手続のすべ  
ての段階に出廷し、裁判所の監視の義務を履行し、かつ、判  
決の執行に服した場合には、返還される。

正当な理由なく、これが行われない場合には、国庫に没取  
する。

但し、公訴棄却、赦免又は無罪の場合には、返還される。

第一四二―三条 犯罪被害者又は扶助料債務の場合にあつて  
は債権者に預託されていない保証金の第二の部分を除く額は、  
公訴棄却の場合には返還し、第三二―二条が適用されない限り、  
赦免及び無罪の場合にも返還する。

有罪の場合には、保証は第一四二条（第一項２）の規定に  
より使用される。余剰分は、返還される。

この条の規定の適用のための条件は、参事院令により定め  
られる。

46 被告は、フランス国内法が漁業法令違反に関わる船舶、  
魚及び漁具の没収を規定しているとの主張を支持する際に  
も、第42項にいう法に依拠した。

47 原告によれば、二〇〇〇年一月七日国際標準時一〇  
時〇〇分に、モンテ・コンフルコ号はおよそ南緯四七度  
四〇分東経六三度三〇分のフランス水域外にあった。同号  
は既に二ヶ月半洋上にあり、船長は最後の数週間をつかつ  
て、国際水域でCCAMLR水域外のウィリアムズバンク  
（ケルゲレン諸島の経済水域の南東にある。）で最後の延縄  
をおろして漁獲を行おうとしており、同号の冷凍庫はおよ  
そ一五八トンの冷凍銀ムツで埋まっていた。

48 原告は、船長は最も早くウィリアムズバンクに到着す  
るため、最短航路を取りCCAMLR漁業水域を避けて、  
ケルゲレン諸島の経済水域を南東方向で横切ることを決定  
したと述べた。原告はさらに、船長が経済水域に進入する  
ことや船上の魚の量を通報することは、航海日誌に適当に  
記述されているように、船上のファクス機が故障したため  
に困難であったと主張した。フロレアルの乗員が同号の船  
内捜査を行った際、ファクス機が受信しかできないことに  
気づいたとも主張した。

49 原告はまた、就中、フロレアルの乗員は船内の厨房で  
使うために冷蔵されていた二個を除いて、船倉に鮮魚を発  
見しなかったこと、冷凍庫内の銀ムツ一五八トンは極めて  
低い温度で冷凍されていることを発見したとも主張した。

さらに、フロレアル乗員は作業場が清掃されているがまだ濡れていて、冷凍装置が作動していないのを見たと言張した。船名やセイシエル国旗の隠蔽は試みられず、それはどこからでも目視できた。

50 原告は、上述に鑑み、モンテ・コンフルコ号はケルゲレン諸島の経済水域において漁獲又はその準備に従事していなかつと言張した。

51 被告は、二〇〇〇年十一月七日の同号の位置に関する原告の主張に同意しない。被告は、モンテ・コンフルコ号のフランス経済水域内の存在は、二〇〇〇年十一月八日現地時間七時〇〇分（国際標準時二時〇〇分）に、ケルゲレン諸島の西九〇海里で探知されたと主張した。その時の同号のおよその位置は、南緯四九度二七・九分東経六六度三七・五分であった。被告は、モンテ・コンフルコ号は原告が示した時間内では二地点の間を移動することはできず、同号が二〇〇〇年一月八日より前の数日間ケルゲレン諸島の経済水域内にあつて、その間漁獲を行つていたと言張する。

52 しかしながら、原告は、同号は一二〇〇馬力あり速度一三ノットも可能なので、平均時速九ないし一〇ノットで航行して二〇〇〇年十一月七日と翌八日の二地点の間を移

動すると主張した。

53 被告は、同号は無線電話装置及び電話の送受信が可能ないンマルサット局を装備していたのだから、ファクス機の故障はケルゲレン諸島の経済水域への進入を通報しなかつたことを正当化しないと主張した。

54 被告により専門家として召喚された科学者のデュアメル氏は、モンテ・コンフルコ号船長が漁獲を行つていたと言張する海域で延縄漁業を行うことは不可能であると述べた。彼の議論によれば、科学的見地から、水深一三〇〇ないし四〇〇メートルがこの銀ムツという種の漁獲を不可能にする。

55 いっぽう、原告側は、専門家の証言は、水深一〇〇〇メートルまでしか漁獲能力がないトロール漁法による科学調査船又はフランス漁船で行われた調査に基づいてると主張した。さもなければ、一五〇〇メートル以深には及ばない違うタイプの延縄技術が使われているとした。原告は、スペインの漁業者は水深二五〇〇ないし二七〇〇メートルまでの水域で銀ムツ漁業を行つていないことを付け加えた。

#### 管轄権

56 原告は、被告が条約第七三条の船舶又はその乗組員の

速やかな釈放のための規定を遵守していないと主張する。さらに、被告が定めた保証金は過大であること、当事者は抑留の時から一〇日以内にこの問題を別の裁判所に付託する合意を達成しなかったこと、そして、そのために裁判所が条約第二九二条に従って申立てを審理する管轄権を有することを主張する。

57 裁判所は、始めに裁判所が申立てを受理する管轄権を有するか否かの問題についての検討を手がけることとする。条約第二九二条が、裁判所の管轄権を根拠づけるために満たすべき要件を定める。同条は、次のとおり定める。

第二九二条 船舶及び乗組員の速やかな釈放

1 締約国の当局が他の締約国を旗国とする船舶を抑留した場合において、合理的な保証金の支払又は合理的な他の金銭上の保証の提供の後に船舶及びその乗組員を速やかに釈放するというこの条約の規定を抑留した国が遵守しなかったと主張されているときは、釈放の問題については、紛争当事者が合意する裁判所に付託することができる。抑留のときから十日以内に紛争当事者が合意しない場合には、釈放の問題については、紛争当事者が別段の合意をしない限り、抑留した国が第二百八十七条の規定によって受け入れられている裁判所又は国際海洋法裁判所に付託することができる。

2 釈放に係る申立てについては、船舶の旗国又はこれに代わるものに限って行うことができる。

3 裁判所は、遅滞なく釈放に係る申立てを取り扱うものとし、釈放の問題のみを取り扱う。ただし、適当な国内の裁判所に係属する船舶又はその所有者若しくは乗組員に対する事件の本案には、影響を及ぼさない。抑留した国の当局は、船舶又はその乗組員をいつでも釈放することができる。

4 裁判所によって決定された保証金が支払われ又は裁判所によって決定された他の金銭上の保証が提供された場合には、抑留した国の当局は、船舶又はその乗組員の釈放についての当該裁判所の決定に速やかに従う。

58 セイシェル及びフランスはともに条約締約国である。

セイシェルは一九九一年九月一六日に条約を批准し、条約はセイシェルについて一九九四年一月一六日に効力を発生した。フランスは一九九六年四月一日に条約を批准し、条約はフランスについて一九九六年五月一日に効力を発生した。係争事態の時点及び現在とも、セイシエルのモンテ・コンフルコ号の旗国としての地位は、争われていない。当事者は、抑留のときから一〇日以内に抑留からの釈放の問題を別の裁判所に付託することを合意していない。申立ては、条約第二九二条2の規定に従い原告に代わって適正に行われた。申立ては、規則第一一〇条及び第一一一

条の要件を満たしている。

59 被告は、裁判所の管轄権を争っていない。

60 以上の理由により、裁判所は申立てを受理する管轄権を有すると認定する。

#### 条約第七三条3及び4の不遵守

61 原告は、モンテ・コンフルコ号船長ホセ・マニエール・ペレス・アルヒバイ氏に対する司法監視処分が条約第七三条3の規定に反する事実上の抑留を構成し、個人の権利の重大な侵害であると主張する。さらに、セイシエルは、条約第七三条4に定める船舶の抑留について適当な通報を受けていないと主張する。

62 被告は、裁判所の権限は原告の主張の裁判には及ばないと述べた。さらに、被告は、その主張は事実に基づいていないと主張した。被告は、司法監視は、船長からその自由を奪うものではないことを理由に、抑留に相当することを否定する。二〇〇〇年十一月一日にファクシミリ送信された在パリセイシエル総領事宛の同月九日付レユニオン長官書簡は、船舶及びその船長に対してとられた措置に關する情報が含まれており、これにも注意が喚起された。

63 「カモコ号」事件において示したように、条約第二九

二条による手続において条約第七三条3及び4の違反の主張に關する申立は許容されない(二〇〇〇年二月七日判決第59項)。船長の釈放のために行われた要求との関連における司法監視の意味は、第90項で取り組むこととする。

#### 条約第七三条2の不遵守

64 裁判所は、原告が「抑留している国が合理的な保証金の支払又は合理的な他の金銭上の保証の提供の後に船舶及びその乗組員を速やかに釈放する」ための条約の規定である条約第七三条2の不遵守があると主張することに注目する。

65 原告は、モンテ・コンフルコ号及びその船長の釈放のためにサンポール第一審裁判所が定めた五六四〇万フランの保証金が条約第七三条2の意味における「合理的な保証金又は合理的な他の保証」ではないこと、裁判所は、条約第二九二条によるその権限を行使して、「合理的な」保証金を定め、その保証金の支払による船舶の釈放とともに、船長は拘禁を受けないのであるから保証金なしの船長の釈放を命令するべきであるとされた。原告は、保証金は、次の基礎による総額二二〇万フランと定められるべきであると主張した。

1 船舶位置の通報を怠ったことについて二〇〇万フラン  
 1 理論上、唯一の推定を許す証拠により最悪の場合にとりうる額として、経済水域に通報なしに二四時間所在し、四トン未満の漁獲物について二〇〇万フラン

66 被告は、モンテ・コンフルコ号の釈放のために権限あるフランス裁判所が定めた保証金は、関連するすべての要素に照らし、事件の事情において合理的であると判断することを裁判所に求める。

67 船舶及びその乗組員の速やかな釈放のための申立てが提出された場合には、規則第一一三条が述べるように原告により行われた主張が十分に根拠があるか否かを決定することが求められる。裁判所が十分に根拠があると認められた場合に、船舶及びその乗組員の釈放のために提供されるべき保証金又は金銭上の保証の額、形式及び性質を決定することが求められる。

68 したがって、裁判所に必要なのは、フランス裁判所により科された保証金は、合理的であるか否かを決定することである。

69 裁判所は、これらの手続の目的上、何が合理的保証金であるかを決定する筋道は条約第七三条から生じること注目する。同条 1 及び 2 は次のように定める。

1 沿岸国は、排他的経済水域において生物資源を探索し、開発し、保存し及び管理するための主権的権利を行使するに当たり、この条約に従って制定する法令の遵守を確保するために必要な措置（乗船、検査、拿捕及び司法上の手続を含む。）をとることができる。

2 拿捕された船舶及びその乗組員は、合理的な保証金の支払又は合理的な他の保証の提供の後に速やかに釈放される。

70 条約第七三条は、沿岸国が自国の定めた法令の遵守を確保するために必要な措置をとる利益と旗国がその船舶と乗組員の抑留からの速やかな釈放を確保するという二つの利益を認める。そして、同条は、二つの利益の間に妥当なバランスをとっている。船舶及びその乗組員の保証金又は他の保証の提供の後の釈放を規定するのは、旗国及び船舶とその乗組員の抑留により影響を受ける他の者の利益のためである。抑留からの釈放は、「合理的な」保証金のみを条件とされうる。

71 同様に、条約第二九二条の目的は、船舶とその乗組員が速やかに釈放される旗国の利益を抑留国の法廷への船長の出廷と罰金の納付を確保する抑留国の利益と調整することにある。

72 条約第七三条及び第二九二条から現れる利益の balan

スは、裁判所が保証金の合理性を評価する際の指導基準をもたらず。裁判所は、保証金又は他の保証の決定に際して抑留国により行われた評価が合理的であるか否かを決定する際、抑留国の法律及び裁判所の決定を関連ある事実として取り扱う。ただし、裁判所は、条約第二九二条のもとで国内裁判所の決定を争う上訴審ではないことを明確にしておきたい。

73 裁判所は、保証金の額は嫌疑のある犯罪の重大性に関わりがなかったり、過度であつてはならないとの見解を有する。条約第二九二条は、沿岸国が保証金を決定する際、定められる保証金は関連する事実の評価に基づいて「合理的」であるという条約第七三条<sup>2</sup>が規定している要件に従うことを確保するために構想されている。

74 条約第二九二条による手続は、同条<sup>3</sup>に明確に定められるように、船舶、その所有者又は乗組員に対する国内の適当な裁判所における事件の本案に影響を及ぼすことなく、釈放の問題のみを扱う。しかしながら、裁判所は、その手続において、保証金の合理性についての適正な判断に必要な範囲で事件の事実及び事情を審査することを妨げられない。合理性は、事実から離れて決定することはできない。しかしながら、速やかな釈放のための手続は、裁判所が

「サイガ号」事件において述べたように、「遅滞なく」進められ、終結するという条約第二九二条<sup>3</sup>に定める要件により性格付けられる（一九九七年一月四日判決、第47項）。このことはまた、速やかな釈放の手続において、裁判所が争われる事実の認識を得たり、当事者の主張を支持する証拠を追求する程度に対して科される制約を示唆する。

75 裁判所が条約第二九二条の下で何が合理的な保証金であるかの決定を求められる際、その決定は条約及び条約に反しない国際法の他の規則に基づかなければならない。

76 裁判所は、「カモコ号」事件において、次のように、保証金又は他の金銭上の保証の合理性を評価する際に関連する要素を特定した。

裁判所は、保証金又は他の金銭上の保証の合理性の評価にはいくつかの要因が関連すると思料する。そこには、嫌疑のある犯罪の重大性、抑留国の法律上科される又は科されうる刑罰、抑留された船舶及び押収された積荷の価値、抑留国が課した保証金の額及び形式が含まれる。（二〇〇〇年二月七日判決、第67項）

これは、決して要素の完全な列挙ではない。また、裁判所は、これらの要素のそれぞれに与えられるべき精確なウェイトについて厳格な規則を定めようとするものでもない。

これらの要素は、「サイガ号」事件において裁判所が特定した次のような合理性の基準を補充する。

裁判所の見解によれば、合理性の基準には、保証金又は他の金銭上の保証の額、性質及び形式を含む。保証金又は他の金銭上の保証の額、形式及び性質の総合的バランスが合理的でなければならぬ。(一九九七年二月四日判決、第82項)

77 裁判所は、ここで本件における多様な要素の適用を処理することとする。

78 本件において犯されたとされる犯罪の重大性に目を転じると、違反は経済水域の漁業資源の保存に関連している。

79 被告は、地域における違法漁業の全体的関連が保証金の合理性の評価において考慮されるべき要素のひとつであると指摘する。その見解によれば、この違法操業は資源の将来及びCCAMLRのもとで銀ムツの保存のためにとられている措置に対する脅威である。被告は、「本件の『事実背景』と呼ぶうるものを構成する事情のうち、その重要性が根本的なことがある。それは、当該地域における違法操業の全体的関連である」と述べた。裁判所は、この発言に注目する。

80 裁判所は、犯されたとされる犯罪にフランス法上科すことのできる刑罰の範囲に注目する。これらの刑罰は、犯

罪がフランス法上重大とされることを示す。

81 しかしながら、原告は、船長が犯した唯一の犯罪はモンテ・コンフルコ号のケルゲレン諸島の経済水域内での存在及び船内の魚の量の通報を怠ったことであり、同号はこの水域で漁獲を行っていないと主張する

82 裁判所は、船長は同号が経済水域内にあることを通報しなかったことを原告が認めていることに注目する。裁判所はさらに、同号は船長に大量の銀ムツを保持していたこと並びに無線電話装置及び電話送受信が可能なインマルサット局を装備していたことにも注目する。

83 当事者は、上記第42ないし45項において述べたフランス法上科しうる刑罰について不一致があるように思われない。これらの法律は、罰金、損害の賠償並びに船舶、漁具及び違法に漁獲された漁獲物の没収の可能性を規定する。第38項から判るとおり、サンポール第一審裁判所の命令はフランス法上科すことのできる刑罰を考慮していた。しかし、原告はフランス裁判所が考慮した最高刑は極端に過重であり、事件の事実に関してこの刑を科すことはできず、フランス裁判所の実行はかかる重罰の適用を認めていないと主張する。

84 モンテ・コンフルコ号の価値については、当事者の

見解が大きく分かれる。サンポール第一審裁判所は、船体の価値を海事検査人シャンスレル氏の評価に依拠して一五〇〇万フランと定めた。その後、二〇〇〇年一月七日に開かれた公開廷において、被告は、バリー・ログリアノ・ソールズ氏による一五〇万米ドルというシャンスレル氏の評価よりも二五パーセント低い鑑定に依拠した。これに対して、原告は、船舶の価値を四〇万ないし四五万米ドル程度とするアルビーノ・モラン氏の鑑定と五〇万米ドル程度とするプラサント・カマー氏 (BP Shipping Agency Ltd.) の鑑定に依拠した。口頭手続中に、アントニオ・アロンソ・ペレス氏が原告のために証言し、被告が争わなかった鑑定意見は、モンテ・コンフルコ号の価値は三四万五六八〇米ドル程度との趣旨であった。同号は、その機関と船体には保険がかけられていない。原告の提示した船舶の価値の評価は一九九九年の同号の売却価格に対応している。裁判所は、この評価が合理的であると思料する。

85 次に積荷に移ると、当事者はともにモンテ・コンフルコ号上の漁獲物の価値を九〇〇万フランと計算する。ここで、被告は漁具も没収しているが、その価値を三〇万フランと評価し、この評価は原告により争われていないことに触れておくことが重要であろう。サンポール第一審裁判

所の命令は、船上の漁獲物及び漁具の没収を定めず、したがって、裁判所の定めた保証金はそれらの価値を算入していない。被告は、船上の漁獲物及び漁具の押収は「本裁判所に係属していない」し、フランス法上別の手続に服することになると主張した。

86 しかしながら、裁判所は、押収された漁獲物と漁具の価値も保証金の額の合理性を評価するのに関連する事情として考慮に入れるべきであると思料する。漁獲物、漁具及び船舶の押収は同一の犯罪に関して行われた。条約第二九二条の規定の適用上、裁判所は、これらを同一手続の一部とみなす。

87 サンポール第一審裁判所は、その命令において、一五八トンの銀ムツが船上で発見されたこと、ケルゲレン諸島の経済水域においてその進入の事前の通報と船上の魚の量の申告なしに船舶が発見された事実が「漁獲全体がケルゲレン諸島の経済水域において違法に漁獲されたとの推定を生じる」と判示した。第一審裁判所は、保証金の算出に際して、公判の裁判官が科すことのできる罰金がおよそ一五八トンの半分の違法漁獲に対応すると推定したとみられる。

88 裁判所は、第54項という科学者の鑑定意見は船上のすべての漁獲をケルゲレン諸島の経済水域の外で行うことは



できないことを示したことを承知している。しかし、裁判所は、サンポール第一審裁判所の推定が本裁判所における情報と完全に一致したとは認めない。かかる情報は、船上の漁獲物全体又はその実質部分がケルゲレン諸島の経済水域内において漁獲されたと推定するのに適当な根拠とはならず、船舶が捕捉されるまで経済水域内にあった時間についての明確な徴表を与えるものでもない。

89 以上の考慮により、かつ、本件の全体的事情に鑑み、裁判所は、フランス裁判所の課した五六四〇万フランの保証金は条約第二九二条の意味において「合理的」でないと思料する。

90 モンテ・コンフルコ号が抑留されていることは争われていない。しかしながら、当事者は、船長も抑留されているか否かについて合意していない。船長が現在、裁判所の監視下にあること、その旅券はフランス当局により取り上げられていること、よって、彼はレユニオン島を離れることができないう状態にあることは認められている。裁判所は、本件の事情において、条約第二九二条一の規定に従って船長の釈放を命令することが適当であると思料する。

91 以上の理由により、裁判所は、条約第七三条二の規定の不遵守に関する申立ては許容されること、原告が行った

主張はこの手続の目的上十分に根拠があること、このためフランスはモンテ・コンフルコ号及び船長を裁判所が定める保証金又は他の金銭上の保証の提供により速やかに釈放しなければならぬことを認定する。

#### 保証金又は他の金銭上の保証の形式と金額

92 裁判所は、かくして、規則第一一三条二に定められるように、提供されるべき保証金又は他の金銭上の保証の額、性質及び形式を決定する作業に到る。

93 以上の考慮に基づき、裁判所は、保証は総額一八〇〇万フランとするべきであるとの見解を有する。保証金又は金銭上の保証の額、形式及び性質の全体的バランスを考慮するに当たり、裁判所は、フランス当局により保有されるモンテ・コンフルコ号上にあつた魚一五八トンと等価の金銭九〇〇万フランは、保証金とみなされてフランス当局により保管され、場合によつて原告に返還されるべきものと判断する。残余の保証金九〇〇万フランは、当事者が別段の合意を行わない限り、フランスに提供される銀行保証の形式とするべきである。裁判所は、「カモコ号」事件において、保証金は銀行保証の形式にすべきであると決定したことを書き留める（二〇〇二年二月七日判決、第74項）。

この判決の履行に何ら困難は生じなかった。したがって、裁判所は、保証金の唯一可能な形式は現金又は保証小切手であるとの被告による主張が合理的であると認めない。

94 裁判所は、銀行保証はフランスが保有する保証の金額がフランスの適当な国内裁判所の最終的裁判により決定される金額の納付に不足を生じる場合にのみ、援用されるべきである。

95 銀行保証は、就中、フランスがモンテ・コンフルコ号及びその船長を釈放することを考慮し、サンポール第一審裁判所の二〇〇〇年一月二二日命令において扱われた事件に関して、発行されることを述べ、発行者は適当なフランスの国内裁判所の終局判決若しくは決定又は当事者の合意により決定される九〇〇万フランまでの額をフランスに支払うことを約束し保証することを述べるべきである。保証された支払は、発行者が終局判決若しくは決定又は合意の認証謄本を添付したフランスの権限ある当局の文書による請求を受領した後速やかに行われる。

### 主文

96 以上の理由により、裁判所は、  
(1) 全員一致で、

裁判所は、条約第二九二条に基づき二〇〇〇年一月二七日にセイシエルに代わって行われた申立てを受理する管轄権を有すると認定する。

(2) 全員一致で、  
フランスは条約第七三条3及び4を遵守していないとのセイシエルの請求は許容されないと認定する。

(3) 全員一致で、  
条約第七三条2の不遵守の主張に関する申立ては、許容されると認定する。

(4) 一九票対一票で、  
原告の行った主張は、十分に根拠があると認定する。

賛成・チャンドラセカラ・ラオ裁判所所長、ネルソン裁判所次長、カミノス、マロッタ・タンジェル、ヤンコフ、山本、カロトキン、パク、バメラ・エンゴ、メンサ、アクル、ヴカス、ヴォルフム、レイン、トレヴェス、マルシット、エイリクソン、ンディアエ及びジーザス各裁判官。

反対・アンダーソン裁判官。

(5) 一九票対一票で、  
フランスは、モンテ・コンフルコ号及びその船長を裁判所の定める保証金の支払又は他の保証の提供により速やかに釈放しなければならないと命令する。

〔賛成及び反対の裁判官は上記(4)と同一なので、氏名の列挙を省略する。〕

(6) 一七票対三票で、

保証金又は他の保証は、(1)フランス当局の押収した一五八トンと等価額の九〇〇万フランス・フラン及び(2)保証金九〇〇万フランと決定する。

賛成…チャンドラセカラ・ラオ裁判所所長、ネルソン裁判所次長、カミノス、マロッタ・タンジエル、ヤンコフ、山本、カロトキン、パク、バメラ・エンゴ、メンサ、アクル、ヴカス、ヴォルフルム、トレヴェス、マルシット、エイリクソン及びンディアエ各裁判官。

反対…アンダーソン、レイン及びジーザス各裁判官。

(7) 全員一致で、

保証は、銀行保証又は当事者が合意する場合には他のいずれかの形式としなければならないと決定する。

(8) 一八票対二票で、

銀行保証は、フランスの保有する保証の額ではフランスの適当な国内裁判所の最終的決定により定められる額を支払うために不足する場合に限り、援用されることを決定す

る。

賛成…チャンドラセカラ・ラオ裁判所所長、ネルソン裁判所次長、カミノス、マロッタ・タンジエル、ヤンコフ、山本、カロトキン、パク、バメラ・エンゴ、メンサ、アクル、ヴカス、ヴォルフルム、レイン、トレヴェス、マルシット、エイリクソン、ンディアエ各裁判官。

反対…アンダーソン及びジーザス各裁判官。

二〇〇〇年一月二十八日に自由ハンザ都市ハンブルグにて英語及び仏語(等しく正文)により三部作成し、一部を裁判所文書保管室に保存し、他をそれぞれセイシエル共和国政府及びフランス共和国に送付する。

〔裁判所規則第一二五条2により付与された権限を行使して、メンサ、ヴカス及びンディアエ各裁判官が各々宣言を、判事裁判所規程第三〇条3により付与された権利を行使して、ネルソン裁判所次長が分離意見を、アンダーソン、レイン及びジーザス各裁判官が各々反対意見を表明して、判決に添付した。〕

## 資料II グランド・プリンス号事件（ベリーズ対フランス）船舶積放判決

序

〔手続〕

- 1 二〇〇一年三月一六日、裁判所書記は、ファクシミリ送信されたベリーズ司法長官及びベリーズ国際海事登録（IMMARBÉ）担当大臣の二〇〇一年三月一五日付書簡により、アルベルト・ベネラス・アルバレス氏が漁船グランド・プリンス号（Grand Prince）に関しベリーズに代わって海洋法に関する国際連合条約（以下、「条約」という。）第二九二条により申立てを行う権限を与えられたことを通報された。
- 2 二〇〇一年三月二二日、フランスに対する条約第二九二条によるグランド・プリンス号の速やかな積放に関する申立書がベリーズに代わってファクシミリにより提出された。申立書の謄本は、二〇〇一年三月二二日、裁判所書記の口上書によりフランス外務大臣に送達されるとともに、ドイツ駐箚フランス大使に託された。
- 3 裁判所長は、二〇〇一年三月一五日に裁判所により改正された裁判所規則（以下、規則という。）第一一二条3に従って、二〇〇一年三月二一日命令により、申立てに関する弁論の期日を二〇〇一年四月五日及び六日に定めた。その通報は直ちに当事者に伝達された。
- 4 書記による二〇〇一年三月二二日付口上書により、フランス外務大臣は、フランスの応答声明書は規則第一一条4により弁論の九六時間前まで提出できることを通報された。
- 5 二〇〇一年三月二二日に、国連事務総長は、一九九七年一月一八日の国際連合と国際海洋法裁判所との間の協力及び関係に関する協定に従って、裁判所書記により申立ての受領の通報を受けた。
- 6 グランド・プリンス号の速やかな積放に関するベリーズ代理人としてのアルベルト・ベネラス・アルバレス氏の任命は、書記にファクシミリ送信されたベリーズ司法長官の二〇〇一年三月二六日付書簡により確認された。
- 7 申立ては、件名簿に第八号事件として「グランド・プリンス号事件（The “Grand Prince” Case）」の件名で登録された。
- 8 規則第七二条に従って、専門家に関する情報がベリーズ代理人により二〇〇一年三月二七日に提出された。

9 フランス政府は、グランド・プリンス号の速やかな釈放のためのベリーズに代わって提出された申立に關する所見を外務省法規課長の書簡により提出し、その謄本は直ちにベリーズ代理人に送信された。この所見において、フランス政府は裁判所に対し、弁論を行うまでもなく、申立ては目的を欠いていること、そして、そのため却下されることを命令により宣言することを求めた。

10 条約の締約国は、裁判所規程第二四条3により、書記による二〇〇一年三月二十九日付口上書によって申立ての通報を受けた。

11 ベリーズ代理人は、二〇〇一年三月二十九日に申立てに關するフランス政府の所見に対する回答を送付した。

12 書記は、二〇〇一年三月三〇日に文書提出を完結させるため、申立書に引用された次の文書を提出しようとする者に要請した。

— 二〇〇〇年十二月二十六日付違反調書 (procès-verbal of violation) 第四〇〇号

— フランス海洋警察の P.C.G. Jonquille 調書第〇九／二〇〇〇号

同日、フランス政府は、要請された書面を提出し、その謄本はベリーズ代理人に送付された。

13 ベリーズ代理人は、二〇〇一年四月二日、I M M A R B E の発行した二〇〇一年三月三〇日付証明書を提出し、その謄本はフランス政府に送付された。

14 二〇〇一年四月二日、裁判所長は、規則第四五条に従って、ベリーズ代表及びフランス代表と会合し、手続問題に關する両者の見解を確認した。

15 裁判所は、二〇〇一年四月三日、ベリーズに代わって提出された申立てとフランス政府の管轄権及び許容性の問題に關する所見との關連における手続問題を審議するため会合した。同日、会合に引き続き、書記は次の内容の同一の書簡をベリーズ及びフランスに発出した。

本官は、裁判所が本日、二〇〇一年三月二一日にベリーズに代わって提出された申立て及びこれに關連して二〇〇一年三月二十八日にフランスにより提出された所見との關連における手続問題を審議するため会合し、本官に申立人及びフランス政府に次のことを伝達する権限を付与したことを通知する光榮を有します。

裁判所は、申立て並びにフランスの管轄権及び許容性の問題に關する所見から生じる争点は、司法行政の諸原則並びに国連海洋法条約及び裁判所規則による速やかな釈放の手続きの緊急性に合致した完全な審理を要すると

史料する。

裁判所長は既に、裁判所規則第一二条3に従って、二〇〇一年三月二日命令において、申立てに関する弁論の期日を二〇〇一年四月五日及び六日に定めた。

この手続は、裁判所が申立ての管轄権及び許容性に関して行ういかなる決定も妨げるものではない。

16 二〇〇一年四月四日、書記は、フランス外務省法規課次長フランソワ・アラブルヌ氏のフランス代理人任命を通報された。

17 フランスは、二〇〇一年四月四日、裁判所規程第一七条2による特任裁判官としてパリ第一（パンテオン・ソルボンヌ）大学（フランス）名誉教授ジャンピエール・コット氏を選任する意図を裁判所に通報した。

18 ベリーズ代理人は、書記の二〇〇一年四月四日付書簡によりコット氏を特任裁判官に選任するフランスの意思を直ちに通報され、二〇〇一年四月四日午後三時までに所見を提出するよう要請された。同日、ベリーズ代理人はこの事項に関する所見を提出した。

19 裁判所は、二〇〇一年四月四日、フランスのコット氏を特任裁判官に選任する意思に関してベリーズ代理人が表明した所見を審議するため会合した。裁判所は、コット氏

の特任裁判官選任に対する異議がないものと認定した。このため、当事者は、書記の二〇〇一年四月四日付書簡により、コット氏は二〇〇一年四月五日に開かれる公開廷において規則第九条が事件に関して求める厳粛な宣言を行った後手続への参加を認められることを通報された。

20 裁判所長は、規則第四五条及び第七三条に従って、二〇〇一年四月五日に両当事国代理人と電話協議し、各当事者の見解提出の順序及び時期並びに口頭手続中に提出する証拠に関するその見解を確認した。

21 裁判所は、書面手続が終結し、弁論の開始に先立つ二〇〇〇年四月五日に、規則第六八条に従って、その冒頭評議を行った。

22 口頭手続の開始に先立ち、ベリーズ代理人及びフランス代理人は、「裁判所における立論の準備及び提出に関する指針」第一四項により求められる文書を提出した。

23 規則第六七条2に従って、文書及びその添付書類の原本は、口頭手続開始の日から公開された。

24 二〇〇一年四月五日及び六日に開かれた三度の公開廷において、次に掲げる者により口頭弁論が行われた。  
ベリーズの名において

代理人 アルベルト・ペネラス・アルバレス氏

フランスの名において

代理人 フランソワ・アラブルヌ氏

補佐人 ジャンピエール・ケヌデック氏

25 二〇〇一年四月六日に開かれた公開廷において、ベリーズ代理人により、次に掲げる者が専門家として召喚された。

海軍技術者・海事検査人フォステイノ・カセラ・ヴィラルタ氏（ベネラス・アルバレス氏により喚問され、ケヌデック氏により反対尋問された。）商船船長・海事検査人アントニオ・アロンソ・ペレス氏（ベネラス・アルバレス氏により喚問され、ケヌデック氏により反対尋問された。）これら専門家は、スペイン語で証言した。専門家の証言を裁判所公用語に翻訳するために必要な手配が行われた。

26 二〇〇一年四月五日、各裁判官が当事者に行うことを望む質問の一覧が両代理人に通告された。

27 二〇〇一年四月五日の公開廷において、ベリーズ代理人及びフランス代理人は、前項にいう質問の一部に回答した。同日、ベリーズ代理人及びフランス代理人は、当該質問への文書による回答を提出した。

28 フランス代理人は、ベリーズ外務大臣発二〇〇一年一

月四日付在エルサルヴァドルフランス大使館宛口上書及び I M M A R B L E 発二〇〇一年三月二六日付ベリーズ・シティ駐在フランス名誉領事宛書簡の謄本を提出し、その謄本は相手方に送付された。

29 二〇〇一年四月六日午後に関開かれた審理において、裁判所長は、規則第七一条により、ベリーズ代理人に対し、当該文書の提出に対する異議があれば提出するよう求めた。ベリーズ代理人から異議は提起されなかった。むしろ、ベリーズ代理人は、これらの文書に対して論評を加えた。

〔当事者の主張〕

30 ベリーズの申立書及びフランス政府の所見において、当事者から次に掲げる申立が提出された。

ベリーズの名において  
申立書において

1 裁判所は、国連海洋法条約第二九二条により、この申立てを審理する管轄権を有すると宣言すること

2 申立ては許容されると宣言すること

3 フランスはグランド・プリンス号の釈放のために定めた保証がその額、性質及び形式に関して合理的でないため、条約第七三条 2 の規定を遵守していないと宣言すること

4 フランスは該船が没収され、没収判決が仮執行されていると主張して、合理的又は何らかの保証を提供した後、船舶の積放を認めないことによつて条約第七三条2の要求を回避し、同条を遵守していないと宣言すること

5 フランスは、裁判所が定める保証金又は他の保証の提供の後、速やかにグランド・プリンス号を積放しなればならないと決定すること。

6 保証金又は他の保証は、二〇万六一四九ユーロ又はフラン建て等額からなると宣言すること

7 (a)フランス当局により持ち去られたグランド・プリンス号上の一八トンの魚(一二万三八四八ユーロ相当)、(b)漁具(二万四三九三ユーロ相当)、(c)漁業材料(五六一〇ユーロ相当)の合計一五万三八五一一ユーロは、フランスにより保有され又は事情により当方へ返還されるべき保証とみなすことを決定すること。

8 保証金は、銀行保証の形式とすると決定すること

9 銀行保証の文言は、就中、次のことを述べるものと決定すること

A フランスが本申立書7に掲げる物を船主に返還する場合、

「銀行保証は、フランスがサンポール第一審裁判所の二

〇〇一年一月一二日命令により扱われた事態との関連においてグランド・プリンス号を積放することを考慮して発行され、また、発行者はフランスに対してフランスの適当な国内裁判所の終局かつ確定の判決又は当事者の合意により定められる二〇万六一四九ユーロ以下の額の支払を約束し、保証するものであること。この保証による支払は、発行者が終局かつ確定の判決もしくは決定又は合意の認証謄本を添付したフランスの権限ある当局による書面の請求を受けた後に直ちに実施される。」

B フランスが本申立書7に掲げる物を船主に返還する場合、

「銀行保証は、フランスがサンポール第一審裁判所の二〇〇一年一月一二日命令により扱われた事態との関連においてグランド・プリンス号を積放することを考慮して発行され、また、発行者はフランスに対してフランスの適当な国内裁判所の終局かつ確定の判決又は当事者の合意により定められる五万二二九八ユーロ以下の額の支払を約束し、保証するものであること。この保証による支払は、発行者が終局かつ確定の判決もしくは決定又は合意の認証謄本を添付したフランスの権限ある当局による書面の請求を受けた後に直ちに実施される。」



10 銀行保証は、フランスの保持する保証と等価の金額が終局かつ確定の判決又は決定により決定される額に満たない場合にのみ援用されると決定すること。

フランスの名において

所見において

フランス共和国政府は、国際海洋法裁判所に対し、命令の手段により、かつ、公開廷開催を要することなく、ペリーズの名において提出された釈放の申立ては目的を有しないこと、よって申立ては却下されること及び訴訟を提起する根拠がないことを述べることを要請する。

31 規則第七五条 2 に従って、審理の終結に当たり、当事者から次に掲げる最終申立が行われた。

ペリーズの名において

裁判所は、次のことを求められる。

〔略 申立書(前項)におけるものと実質上同文〕

フランスの名において

フランス政府は、裁判所に対し、ペリーズ国の名において提出されたこれに反するすべての申立を却下し、次のように裁判し宣言することを求める。

1 二〇〇一年三月二一日にペリーズの名において提出

された速やかな釈放の申立ては許容されず、いかなる場合においても、裁判所は申立てを受理する管轄権を有さず、したがって、申立ては却下されなければならないと述べること

2 選択的申立として、裁判所による合理的な保証金の提供による船舶の速やかな釈放の決定を通常規律する条件が本件の事情では充足されておらず、よって、原告による申立ては否認されると裁判し、宣言すること

#### 事実背景

32 グランド・プリンス号は、漁船である。同号は、二〇〇一年二月二六日のその拿捕の時点において、ペリーズ国旗を掲げていた。ペリーズ国際海事登録局により二〇〇〇年一月二六日に発行された暫定航海免許によれば、その所有者は、ペリーズシティ、リージェント街三五 A の「ペク・コマール社 (Paik Commercial Corporation)」である。二〇〇一年三月二七日付販売書によれば、ペク社は同所の「レアドン・コマール社 (Reardon Commercial Corporation)」から同号を購入した。一九九九年六月二三日付の船級証明書によれば、船主はスペインの NOYCAN B.L. - MOANA - VIGO であった。船舶の

利益保有者に関する裁判官の質問に回答して、原告代理人は、船主はベク社であり、フランスは現実の船主を認識していないと述べた。

33 原告によれば、同号は、その抑留の時点において、同号が漁業免許を与えられていたブラジルにリフラッグされ登録変更される所であった。

35<sup>74</sup> グランド・プリンス号の船長は、スペイン国民であるラモン・フランシスコ・ペレス・ノボ氏で、同氏を含めスペイン及びチリの国民三七人が乗り組んでいた。申立書及びレユニオン当局への船長の証言によれば、同号は、二〇〇〇年一二月初めに南氷洋の国際海域において銀ムツの漁獲及びロプスターの試験操業のために南アフリカのダーバンを出港した。この関連において、暫定航海免許は次のとおり裏書きされている。

船舶は、違法漁業に従事してはならず、各漁場毎に適用のあるすべての漁獲規制を遵守しなければならない。

不遵守には、違反の重大性に依じて五万米ドル以下の罰金が科され、再犯には職権による地位取消がありうる。

35 二〇〇一年一月二六日八時五三分、グランド・プリンス号は、フランス南方南極領土のケルゲレン諸島の排他的経済水域〔以下、経済水域と略記する。〕内においてフ

ランスの監視艦ニヴォズ乗員により乗船を受けた。

36 二〇〇一年一月二六日に、グランド・プリンス号船長が次のことを行った廉でニヴォズ艦長により、違反調査(Procès-verbal d'infraction) 第〇四／〇〇号が作成された。

(a) フランスの管轄権の下にあるケルゲレン諸島の経済水域において許可を得ないで漁獲を行ったこと

(b) ケルゲレン諸島経済水域への進入の通報及び船上の約二〇トンの魚の申告を怠ったこと

37 二〇〇〇年一月二六日に、ニヴォズ艦長は、グランド・プリンス号、漁具、電子的及び電氣的漁具、航海及び通信装置、船舶書類並びに漁獲物を押収したことを記録する第〇五／〇〇号から第〇七／〇〇号までの三通の押収調査書(Procès-verbal d'appréhension) を作成した。

38 グランド・プリンス号は、フランスのフリゲート艦に護送されて、レユニオン島のポールデガレに向けて針路を変え、二〇〇一年一月九日に到着した。

39 二〇〇一年一月一日に、レユニオンの地域海洋局本部が第一〇／AM／二〇〇一号から第一三／AM／二〇〇一号までの四通の拿捕調査(Procès-verbal de saisie) を作成した。これらの調査は、違反の嫌疑を支持して次の事

実に依拠していた。

1 グランド・プリンス号は、二〇〇〇年二月二十六日八時五八分、南緯四七度四九分東経七三度四五分（ケルゲレン諸島の北北東九五海里）のフランス経済水域内で漁獲を行っているのを目撃された。

2 ケルゲレン経済水域への進入は申告されていないかった。

3 ヘリコプターの上空飛行中に同号のレールで切断された延縄が水中にあり、同号から五〇〇メートルの距離に同号のものと同じ漁具があったのが確認された。

4 作業場に延縄の鉤針に付けて準備された餌が二〇〇籠あった。

5 銀ムツが、延縄巻き上げ装置近くに一六尾、一方所の流し場で洗われているもの一〇尾、そして別の流し場に三尾発見された。

6 作業場は、直近に使われ、清掃されていないと認められた。

7 冷凍装置内で温度零下一度ないし零下一二度の魚が五四箱発見された。

8 約一八トンの銀ムツが船上で発見された。

40 これらの拿捕調書は、船上の約一八トンの銀ムツを八

一万フラン、漁具を五六一〇ユーロ（三万六八〇一・六フラン）、四〇トンの餌を一六万フラン、そして、船体、装備及び文書を一三〇〇〇万フランの価値と評価した。

41 拿捕調書及び押収調書には、グランド・プリンス号船長の署名がある。

42 二〇〇一年一月一日、サンデニ大裁判所の第一審裁判所の次席検事が同号の船長を召喚し、海洋警察の P.C. GJonquille 調書第〇九/二〇〇〇号により彼が告発を受けた罪状を通報した。船長は、違法操業を始めたのは告発状にある二〇〇〇年二月二十四日ではなく二月二十六日であるとしたうえで、告発された違反を認めた。船長は、二〇〇〇年二月二三日までに航海日誌を使い切つてしまい、その後は戸棚にしまわれていた新しい航海日誌に記入を行う時間がなかったことを付け加えた。船長はさらに、二〇〇一年一月二三日に開かれるサンデニ第一審裁判所の刑事法廷 (tribunal correctionnel) の審理において彼に帰された罪状について回答を求められることを通報された。

43 二〇〇一年一月二日、サンポールの第一審裁判所 (tribunal d'instance) は、命令を行い、そのなかで、就中、グランド・プリンス号はケルゲレン諸島の経済水域に事前の許可なしに、その所在位置から最寄りの群島地区長

に通報を行わず、また、船上の魚の量を申告することなく進入したこと（一九九七年一月一八日法により改正された一九六六年六月一八日法律第六六一四〇〇号第二条違反）、同号が最寄りの群島地区長にその所在位置の通報を行わず、また、船上の魚の量を申告することなく、約一八トンの銀ムツを船上に積んでケルゲレン諸島の経済水域で発見された事実は漁獲全体がケルゲレン諸島の経済水域で違法に漁獲されたとの「推定 (presumption)」を生じると述べた。

44 サンポール第一審裁判所は、定められるべき保証金に関して次の考慮を行った。

- (a) 海事検査人シャンスレル氏の評価による船体の価額 一三〇〇万フラン
  - (b) (漁獲量一八トン及び改正一九六六年六月一八日法律第六六一四〇〇号の規定に基づき) 船長に生じる罰金 九〇〇万フラン
  - (c) 被害者が一般に与えられる四〇万フランまでの補償
- 45 上記を考慮して、同裁判所は、保証金を次のように定めた。
- (a) 拿捕された船舶の船長が出頭する保証一〇〇万フラン

- (b) 登録された犯罪により生じた損害の保証四〇〇万フラン
- (c) 生じる罰金及び船舶の没収の支払の保証一〇〇〇万フラン

保証金の合計額は一一四〇万フランであった。

46 同裁判所は、グランド・プリンス号の拿捕を確認し、その積放は、供託局 (Caisse des Dépôts et Consignations) に対して行われる現金、保証小切手又は銀行為替手形による一一四〇万フランの保証金の支払を条件とすることを宣告した。

47 同裁判所は、その命令を支持して、次の規定に依拠した。

- (a) 拿捕の制度に関する及び海洋漁業に関する犯罪を立件する権限を付与される機関の一覧を補足する一九八三年七月五日法律第八三一五八二号 (改正) 第三条
  - (b) フランス南方及び南極領土における海洋漁業及び海産物の開発に関する一九九七年一月一八日法により改正された一九六六年六月一八日法律第六六一四〇〇号第二条及び第四条
  - (c) 刑事訴訟法第一四二条
- 48 二〇〇一年一月二三日、刑事裁判所は判決を下し、そ

の中で次の認定を行った。

- (a) グランド・プリンス号は、進入の通報及び船上の魚の量の申告を行わずに、ケルゲレン諸島の経済水域に進出したことに争いはない。
  - (b) グランド・プリンス号は、その拿捕の時点において約一本の延縄が水中にあり、同号から四五〇メートルの海上に六個のブイがあったことから、違法操業に従事していた。
  - (c) 被告人は違法漁業に故意に従事したことに争いはない。
  - (d) 船舶が通報せずに経済水域へ進入すること及び違法漁業の行為は、船上で発見された魚が違法操業によるものであることを示すに十分である。
  - (e) 航海日誌が二〇〇〇年一月二三日より後記入されていない事実及び生の銀ムツが船上になお見ることができた事実は、それに一致する推定を成立させる。
- 49 刑事裁判所は、この種の犯罪に対する処罰は、その探知が実質的かつ高額の資源を必要とすることから、再犯の予防と犯罪者によるその違法行為からの利得を防止することが重要であると認めた。
- 50 刑事裁判所は、上記に照らして、船体、艀装及び漁具

並びに押収された漁獲物の没収を命令した。さらに、刑事裁判所は、刑法第一三六条 6 (b) 及び刑事訴訟法第四七一条最終項により、船体及び艀装の没収は仮執行付き (avec execution provisoire) (すなわち、上訴の有無に関わらず、直ちに執行可能) とする命令を宣言した。船長は、二〇万フランの罰金を言い渡された。同裁判所はまた、罰金の額は被告人及び船主の誠意と協力を考慮して減額したと述べた。さらに裁判所は、民事上の請求者への損害賠償も認めた。

51 船主は、二〇〇一年一月三十一日に、刑事裁判所の判決に対する上訴を提起した。上訴人は裁判所に対して、この上訴は二〇〇一年九月一三日の上訴裁判所 (cour d'appel) による審理に組み入れられることを通報した。

52 船主は、二〇〇一年二月一九日に、裁判所が二〇〇一年一月一二日付命令で定めた額 (一一四〇万フラン) の支払を保証する銀行保証の提出による船舶の釈放の申立てをサンポール第一審裁判所に提出した。

53 サンポール第一審裁判所は、二〇〇一年二月二二日命令により、この申立てを次の理由で却下した。

本件において、刑事裁判所が上訴と無関係の即時執行付きて船舶の没収を命令したこと、したがって、単なる銀

行保証の考慮により船主又は船長への船舶の返還を命令する管轄権はもはや裁判所の裁判官にはないことを考慮して。

#### 当事者の立論

54 原告が主張しているのは、グランド・プリンス号がケルゲレン諸島の経済水域に進入したのは二〇〇一年一月二十六日であってそれ以前ではないこと、船長は船主から彼に与えられた指示に反して同水域に入域したこと、サンポール第一審裁判所により定められた保証金は、その額、形式又は性質の点において、条約第七三条2の意味における「合理的な保証金又は他の保証」ではないこと、一一四〇万フランの銀行保証の提供による船舶釈放申立てに対するサンポール第一審裁判所による二〇〇一年二月二日の却下は条約第七三条2の規定に違反していること、第一審裁判所が船舶釈放のための保証金を定めたわずか数日後に行われた刑事裁判所の船舶没収判決は「偽計 (trick)」（もしくは、原告によれば、多くの国の法律において認められる「詐欺 (fraud of law)」) に相当すること、並びに、この種の没収が許されるならば、条約第七三条は「死文」となり、また、条約第七三条2による船舶の釈放は、条約第

二九二条と併せ読んだ場合に、船舶没収を命令する刑事裁判所の判決にもかかわらず、なお利用可能な救済であること、である。

55 サンポール第一審裁判所が定めた保証金の額が合理的でないとの主張を支持して、原告は、グランド・プリンス号のような船舶及び特徴の船舶の国際市場価格は三六万ユーロ (二三六万一一六〇フラン) 程度であると論じた。さらに、フランス当局が決定した魚、漁具及び漁業材料の価額が保証を構成するとみなされるとした。

56 これらの理由から、原告が裁判所による決定を求めるのは、フランスが条約第七三条2を遵守していないこと、フランスは裁判所の定める保証金又は他の保証の提供の後船舶を釈放しなければならないこと、保証金又は他の金銭上の保証は二〇万六一四九ユーロ (一三五万二三三七・四〇フラン) であること、そして、フランス当局が押収した魚、漁具及び漁業材料と同等の金額はフランスが保持するか又は場合に依じて原告に返還すべき保証とみなすべきであることである。

57 フランスは、申立ては明らかに条約第二九二条の範囲外であり、このため許容されないと主張する。さらに、裁判所が申立てを受理する管轄権を有しないと主張する。フ

ランスは、この立場を支持して、本件において条約第二九二条 3 にいう適当な国内の裁判所が船舶の没収を命じる本案判決を言い渡しているため、海洋法裁判所における条約第二九二条による速やかな釈放の手續の開始はもはや可能ではないこと、裁判所がベリーズに代わって提出された申立てを受理すべきであるとしたら、条約第二九二条の規定に反して、事件の本案について下された国内裁判所の判決を害する効果を有することを主張した。

58 フランスはさらに、サンポール第一審裁判所による保証金決定の数日後に行われたフランス刑事裁判所による没収の命令が「偽計」であるとする原告の主張にはまったく根拠がないと述べた。フランスは、本件において、裁判所が、条約第二九二条により、フランスにおける司法手續に関連する手續上の公正性及び適正手續を否認する原告の主張に立ち入る権限はないと指摘した。さらに、刑事裁判所の事件では捜査手續の導入が不要であること及び、没収を命じる判決はフランス法の規定に完全に合致しておこなれたことを主張した。

59 フランスによれば、フランス法上の没収を命じる権限は沿岸国に漁業法令違反を定義し、かかる罪を犯した者に適用のある刑罰を定める条約第七三条の規定から生じ、そ

して、この権限に課された唯一の制限が第七三条 3 に定める拘禁刑及び身体刑の排除である。刑罰としての没収は、フランス法のみならず、他の多くの国の法律において明示的に規定される。

60 フランスはさらに、申立ては速やかな釈放を扱うものではなく、フランスの主権的権利の行使及びフランス法が漁船の没収を規定している限りにおいて主張されるフランス法の条約への不一致に関わるものである。この紛争の広範な性質に関して、フランス政府は、フランスが、条約批准の際、条約第二九八条 1 (b) の規定に従って、条約第二九七条 2 又は 3 による主権的権利又は管轄権の行使に関する法執行活動に関する紛争に関し、条約第一五部二節に規定するいずれの義務的手續も受諾しないと宣言したことを述べた。

61 フランスは、原告が速やかな釈放を求めている船舶は権限あるフランスの裁判所の判決に従って既に没収されているのであるから、申立ては目的を欠いていると主張した。

#### 管轄権

62 裁判所は、始めに申立てを受理する裁判所の管轄権の問題について検討しなければならない、裁判所の管轄権を

根拠づけるために満たすべき要件は、条約第二九二条が定める。同条は、次のとおり定める。

第二九二条 船舶及び乗組員の速やかな釈放

- 1 締約国の当局が他の締約国を旗国とする船舶を抑留した場合において、合理的な保証金の支払又は合理的な他の金銭上の保証の提供の後に船舶及びその乗組員を速やかに釈放するというこの条約の規定を抑留した国が遵守しなかつたと主張されているときは、釈放の問題については、紛争当事者が合意する裁判所に付託することができ、抑留のときから十日以内に紛争当事者が合意しない場合には、釈放の問題については、紛争当事者が別段の合意をしない限り、抑留した国が第二百八十七条の規定によって受け入れている裁判所又は国際海洋法裁判所に付託することができ、  
2 釈放に係る申立てについては、船舶の旗国又はこれに代わるものに限って行うことができる。  
3 裁判所は、遅滞なく釈放に係る申立てを取り扱うものとし、釈放の問題のみを取り扱う。ただし、適当な国内の裁判所に係属する船舶又はその所有者若しくは乗組員に対する事件の本案には、影響を及ぼさない。抑留した国の当局は、船舶又はその乗組員をいつでも釈放することができ、  
4 裁判所によって決定された保証金が支払われ又は裁判所によって決定された他の金銭上の保証が提供された場合に

は、抑留した国の当局は、船舶又はその乗組員の釈放についての当該裁判所の決定に速やかに従う。

- 63 ベリーズ及びフランスはともに条約締約国である。ベリーズは一九八三年八月一三日に条約を批准し、条約はベリーズについて一九九四年一月一六日に効力を発生した。フランスは一九九六年四月一日に条約を批准し、条約はフランスについて一九九六年五月一日に効力を発生した。  
64 原告は、被告が条約第七三条2の船舶の速やかな釈放の規定に従っていないと主張する。さらに、被告の定めた保証金は合理的でないこと、当事者は船舶の抑留の時から一〇日以内に条約第二九二条に従って問題を他の裁判所に付託する合意に到達しなかったこと、したがって、裁判所は条約第二九二条により申立てを審理する管轄権を有することを主張する。  
65 被告は、グランド・プリンス号がフランスの権限ある裁判所の科した没収の措置に服したこと、このため、申立ては目的を欠き許容されないこと、よって、申立ては却下されるべきことを主張する。  
66 ここで、船舶の抑留からの釈放を求める当事者適格の問題を審査することが必要となる。条約第二九二条のスキームにおいて、適当な裁判所において釈放の問題を取り上



げる当事者適格を与えられているのは船舶の旗国である。他のいかなる主体も船舶の旗国に代わって申立てを行えるに過ぎない。第二九二条 2 に定めるように、釈放の申立ては「船舶の旗国又はこれに代わるもの」のみが行うことができる。

67 申立ての時点において旗国がベリーズであることを証明する責任は原告にある。この責任を履行して、原告は、次の文書を提出した。

(a) ベリーズ司法長官発二〇〇一年三月一五日付書簡

(b) I M M A R R B E 発行の仮航海免許

(c) I M M A R R B E 発行の「関係者各位」と題する二〇〇一年三月三〇日付証明書

68 アルベルト・ペネラス・アルバレス氏にベリーズに代わって条約二九二条による申立てを行う権限を与える司法長官書簡は、船舶を「ベリーズ国籍 (Belize flag) であり、登録番号〇七九七二〇四七号及び呼出符号 V 3 U J 7 を有する」と述べている。

69 仮航海免許の発行日は、二〇〇〇年一月一日とされ、その失効期日は二〇〇〇年二月二九日とされている。

70 I M M A R R B E 発行の二〇〇一年三月三〇日付証明書

は、次のとおり記述する。

関係者各位

ベリーズ国際商船登録上級副登録官兼課長の下名は、一九八九/一九九六商船法により正当に委任を受け、ここに船舶グランド・プリンス号がベリーズ国籍の下に登録され、登録番号〇七九七二〇四七号及び呼出符号 V 3 U J 7 を有することを証明する。

船舶の地位に関する文書であって、船舶の状態に関わり、フランス当局の指示する抑留に関する特殊事情に基づき現在処理中のもの（その執行が停止されている地位取り消しを含む。）が存在することも証明する。

航海免許及び船舶局免許の執行にかかわらず、船舶が現在関わる裁判手続の結果を待つて本局が最終的決定を行うまで、なお船舶はベリーズに登録があるとみなされることも証明する。

71 被告は、次の文書に対して裁判所の注意を喚起した。

(a) ベリーズ外務省発在エルサルバドルフランス大使館宛二〇〇一年一月四日付口上書

(b) I M M A R R B E 発ベリーズシティ駐在フランス名誉総領事宛二〇〇一年三月二六日付書簡

72 ベリーズ外務省は、二〇〇一年一月四日付口上書にお

いて次のように述べた。

ベリーズ国外務大臣は、在エルサルヴァドルフランス大使館に対し、敬意を表するとともに、ベリーズ国籍船舶グランドプリンスの抑留に関する二〇〇一年一月三日付公文を引用する榮を有します。

外務省は、同号がベリーズ登録簿に登録されていることをベリーズ海事登録局が確認したことを通報することを望みます。しかしながら、これは同号による二度目の違反についての通報であることから、ベリーズ当局により科されつつある処罰は本二〇〇一年一月四日に効力を生じる登録抹消 (de-registration) であります。

以上を申し進めるにあたり、ベリーズ外務省は、フランス大使館に対し改めて敬意を表します。

73 裁判所はまた、二〇〇一年一月一日にレユニオンの地域海洋局本部が作成した第一〇/A M/二〇〇一号から第一三/A M/二〇〇一号までの四通の拿捕調査 (Proces-verbal de saisie) が、グランドプリンスが事件の際ベリーズ国旗を掲揚していたのを記録した後、ベリーズが「グランドプリンス号を本件違反のためベリーズ登録簿から削除した」と述べることに注目する。裁判所は、この声明がベリーズ外務省の二〇〇一年一月四日口上書より

も後に行われたことに注目する。

74 二〇〇一年三月一六日付書簡において、I M M A R B E は次のように述べた。

フランス当局によりケルゲレン経済水域における漁業規制違反容疑で抑留されているグランド・プリンス号に関する最新の展開を追送する要請に回答します。

本局は、船舶の地位を職権により取り消す過程にあるも、船主は海洋法裁判所に訴を起こして自らの主張を防御する機会を求めていることを通報します。

この関連において、ベリーズは海洋法条約加盟国であることから、関係者に対してその請願の提出を認めるのが公正であると考え、このため、権限ある当局に対して上記裁判所において彼らを代表する許可を付与するよう要請を行いました。

本局は、この裁判所の手続の結果を待つて、同号をわが国の記録から削除する決定を執行するか否か決定する所存です。

75 二〇〇一年四月六日に開かれた公開廷において、被告は、ベリーズ外務省登二〇〇一年一月四日付口上書を提出した。原告は、この文書の提出に異議を申し立てず、この文書はフランスが同号の登録の現状に関する混乱を生じる

ため提出したと述べた。この関連において、原告は I M M A R B E の二〇〇一年三月三〇日付証明書に対して裁判所の注意を喚起した。

76 船舶のベリーズ登録が仮航海免許の期限後も継続し又は二〇〇一年一月四日の船舶登録取り消し後に復活したの否かについて問題が生じる。裁判所は、当事者が裁判所に提出した文書は、仮航海免許の失効、船舶の登録取り消し及びその停止について矛盾と不一致を示していると考える。そのすべてが申立てが行われた時点における同号の地位に関する合理的な疑念を惹起する。この疑念は、裁判所の管轄権の問題に影響を及ぼす。

77 国際裁判の確立した法理によれば、裁判所は常に付託された事件を受理する管轄権を有することを確認しなければならない。この目的のため、裁判所は、その管轄権の基礎を自らの発意により審査しなければならない。

78 本裁判所は、サイガ号事件(第二号)において、当事者間に裁判所の管轄権に関する不一致がない場合においてさえ、「付託された事件を処理する管轄権を有することを自ら確認しなければならない」とした(一九九九年七月一日判決、第40項)。同様に、国際司法裁判所は、次のとおり認めた。

裁判所は、常に管轄権を確認せねばならず、必要な場合には、これを自らの発意において行わなければならない。(Appeal Relating to the Jurisdiction of the ICAO Council, Judgment, *I.C.J.Reports 1972*, p. 46, at p. 52)

79 この帰結として、裁判所は、当事者が明示的に問題提起したか否かに関わりなく、管轄権の問題のすべての局面を処理する権限を有する。

80 よって、裁判所は、条約第二九二条2により要求されることに従い、申立てが「船舶の旗国に代わって行われている」ことを確認しなければならない。

81 本裁判所がサイガ号事件(第二号)において認めたように、裁判所は、「船舶の国籍は係属する紛争における他の事実と同様に当事者の提出する証拠により決定されるべき事実問題である」と考える(一九九九年七月一日判決、第66項)。

82 この関連において、裁判所は、条約第九一条が次のとおり規定することに注目する。

第九十一条 船舶の国籍

1 いずれの国も、船舶に対する国籍の許与、自国の領域内における船舶の登録及び自国の旗を掲げる権利に関する条件を定める。船舶は、その旗を掲げる権利を有する国の国

籍を有する。その国と当該船舶との間には、真正な関係が存在しなければならぬ。

2 いずれの国も、自国の旗を掲げる権利を許した船舶に対し、その旨の文書を発給する。

83 ベリーズにおいて、一九八九年商船登録法により、漁船がベリーズ国旗を掲げる権利は登録行為から生じる。したがって、グラント・プリンス号のような漁船は、ベリーズに登録されない限り、ベリーズは当該漁船の旗国とはなることはない。関連する時点において、船舶が登録されていること及びそれによってベリーズの国旗を掲げる権利を有していたことを立証するに足る証拠が必要である。

84 本件において裁判所に提出された文書のうち、一九八九年船舶登録法によりグラント・プリンス号に対して発行された唯一のものは、仮航海免許である。この文書は、その有効期限が二〇〇一年二月二十九日であるとしている。原告は、船主がこの証明書の延長を試みたか又は延長されもしくは法令による別の証明書に更新されたことを主張しなかった。裁判所に提出されたものは、二〇〇一年三月二十六日及び三〇日付のIMMARBEEからの書簡及び証明書(IMMARBEE通知)であり、船主が裁判所へ「訴える」ことを認める目的のためにはたらくことを意図された文書

の外観を呈している。このことを特に示すのは、二〇〇一年三月二十六日IMMARBEE通知に含まれる、船主が「海洋法裁判所に訴を起こして自らの主張を防御する」機会を求めており、IMMARBEEが「関係者に対してその請願の提出を認めるのが公正であると考え、このため、権限ある当局に対して上記裁判所において彼らを代表する許可を付与するよう要請を行」ったとの声明である。

85 裁判所は、二〇〇一年三月三〇日付IMMARBEE通知において行われた「航海免許及び船舶局免許の失効にかかわらず、なお船舶はベリーズに登録があるとみなされる」との言明は、具体化されておらず、前項において述べた点に照らして理解されるべきものである。裁判所の見解では、船舶が「なおベリーズに登録があるとみなされる」との主張は、擬制の要素を含み、ベリーズが条約第二九二条により申し立てを行う目的上船舶の旗国であると主張するのに十分な根拠を与えない。IMMARBEE通知は、条約第九一条2の意味における「文書」として扱うこととはできない。

86 裁判所は、IMMARBEE通知がベリーズ商船登録又は他の法定行為の参照を根拠としない行政文書(administrative letters)の性質であると思料する。これらの通

信は、本件申立が行われた後に発行されたことにも注目する。

87 I M M A R B E 通知は、仮航海免許及び二〇〇一年一月四日付ペリーズ外務省口上書と併せ読まなければならない。仮航海免許は、その記載によれば、二〇〇〇年一月二十九日に失効する。口上書は、船舶登録に関するペリーズ政府の法的立場を表明するペリーズからフランスへの公式通信である。この口上書は、最初に船舶がペリーズに登録されていることを述べた後、「これは同号による二度目の違反についての通報であることから、ペリーズ当局により科されつつある処罰は本二〇〇一年一月四日に効力生じる登録抹消 (de-registration) である」とを宣言する。

この文書が、そこにいう措置が文書の発出の日に発効することを述べていたとしても、措置の発効は将来の事態の発生を条件としていたということはできない。口上書が「本日効力を生じる登録取り消し」というのは、取り消し行為が二〇〇一年一月四日に効力を開始するものとして行われるものと解さなければならない。

88 二〇〇一年三月一日付司法長官書簡は、登録及び国籍の問題に関して I M M A R B E 通知以上の説明をもたらすものではない。

89 裁判所は、サイガ号事件(第二号)において、「紛争に実質的関連を有するすべての時点において」旗国の行動は、船舶の国籍又は登録を決定する際の重要な考慮であると述べた(一九九九年七月一日判決、第 68 項参照)。裁判所は、原告がグランド・プリンス号がその国籍を有する船舶であることに基づいて「紛争に実質的関連を有するすべての時点において」行為していなかったと認定する。逆に、ペリーズは、二〇〇一年一月四日に外務省口上書的手段により、二〇〇一年一月四日から効力を生じるグランド・プリンス号の登録取消の決定をフランスに通報した。

90 裁判所は、この関連において、一九八九年商船登録法が一九九六年に登録官の船舶の登録取消権限を強化するために改正されたことに注目する。改正後の同法第二五条は、次のように規定する。

I M M A R B E に登録された船舶がこの法律又はこの法律により定められもしくは作成された規則、決定、回状もしくは書簡又はペリーズが加盟するいずれかの国際条約もしくは国際連合の制裁措置に違反し又は違反する活動に従事した場合には、登録官は、当該船舶の I M M A R B E の登録を抹消し又は五万ドル以下の罰金を科すことができる。

91 グランド・プリンス号のために発行された仮航海免許

も、この第二五条の線に沿った裏書を伴っていた。この関連において、裁判所は、違法漁業撲滅に関する国際的責任を遂行するための努力に注目する。

92 裁判所は、グランド・プリンス号のベリーズにおける登録の問題にいっそうの明確化を求める必要があるか否かを考慮した。裁判所に提出された船舶の登録と、それゆえその国籍に関連する文書（仮航海免許、外務省口上書、I M M A R B E 通知等）は、争われていない。争点は、本件手続の目的上これらの文書に与えられるべき法的効果に関わっている。裁判所は、この点に鑑み、裁判所に提出された資料に照らして問題を処理すべきである。

93 仮航海免許の失効に照らして、又は二〇〇一年一月四日付口上書にいうありべきグランド・プリンス号の登録取消に照らして、かつ、裁判所に提出された資料の総合的評価に基づいて、裁判所は、原告の提出した書証は、申立てが行われた時点において、ベリーズが同号の旗国であることを立証できなかったと結論する。

94 これらの事情において、裁判所は、申立ての管轄権、許容性及び本案の残余の問題に関する当事者の申立ての処理を必要とされない。

## 主文

95 以上の理由により、裁判所は、  
一二票対九票で、

裁判所は、条約第二九二条に基づき申立てを受理する管轄権を有しないと認定する。

賛成・チャンドラセカラ・ラオ裁判所所長、ネルソン裁判所次長、カロトキン、バク、バメラ・エンゴ、メンサ、ア  
ンダーソン、ヴォルフム、レイン、トレヴェス、ンディ  
アエ各裁判官及びコット特任裁判官

反対・カミノス、マロッタ・タンジェル、ヤンコフ、山本、  
アクル、ヴカス、マルシット、エイリクソン及びジーザス  
各裁判官。

二〇〇一年四月二〇日に自由ハンザ都市ハンブルグにて英語及び仏語（等しく正文）により三部作成し、一部を裁判所文書保管室に保存し、他をそれぞれベリーズ共和国政府及びフランス共和国に送付する。

〔裁判所規則第一二五条2により付与された権限を行使して、ネルソン裁判所次長、ヴォルフム裁判官及びコット特任裁判官が各々宣言を、判事裁判所規程第三〇条3によ

り付与された権利を行使して、アンダーソン、レイン及びトレヴェスの各裁判官が各々分離意見を、カミノス、マロッタ・ランジェル、ヤンコフ、山本、アクル、ヴカス、マルシット及びエイリクソンの裁判官が共同反対意見を表明して、判決に添付した。」